

地震災害対策計画 新旧対照表

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																			
<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画の基本的な考え方</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進 (略)</p> <p>その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条）の参画を促進することとする。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画の基本的な考え方</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進 (略)</p> <p>その際、男女共同参画の視点から、<u>男女共同参画センター等とも連携し、</u>地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条）の参画を促進することとする。</p>																																			
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <p>(機関名) <u>大阪ガス株式会社（ネットワークカンパニー兵庫導管部）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">災 害 予 防</th> <th style="text-align: center;">災 害 応 急 対 策</th> <th style="text-align: center;">災 害 復 旧</th> <th style="text-align: center;">災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">KDDI 株式会社 (関西総支社)</td> <td>電気通信設備の整備と 防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災 害復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">ソニー(株)</td> <td>電気通信設備の整備 と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の 災害復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[新 設]</p> <p>第6 指定地方公共機関</p> <p>(機関名) <u>(一財) 神戸すまいまちづくり公社</u></p>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	KDDI 株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と 防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災 害復旧		ソニー(株)	電気通信設備の整備 と防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の 災害復旧		<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <p>(機関名) <u>大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">災 害 予 防</th> <th style="text-align: center;">災 害 応 急 対 策</th> <th style="text-align: center;">災 害 復 旧</th> <th style="text-align: center;">災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">KDDI 株式会社 (関西総支社)</td> <td>電気通信設備の整備と 防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災 害復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">ソニー(株)</td> <td>電気通信設備の整備 と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の 災害復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">楽天(株)</td> <td>電気通信設備の整備 と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の 災害復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 指定地方公共機関</p> <p>(機関名) <u>(一財) 神戸住環境整備公社</u></p>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	KDDI 株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と 防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災 害復旧		ソニー(株)	電気通信設備の整備 と防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の 災害復旧		楽天(株)	電気通信設備の整備 と防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の 災害復旧	
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																																
KDDI 株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と 防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災 害復旧																																	
ソニー(株)	電気通信設備の整備 と防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の 災害復旧																																	
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																																
KDDI 株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と 防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災 害復旧																																	
ソニー(株)	電気通信設備の整備 と防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の 災害復旧																																	
楽天(株)	電気通信設備の整備 と防災管理	電気通信の疎通確保と 設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の 災害復旧																																	

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>第1編 総則</p> <p>第4節 既往地震の概要</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県内での地震災害の発生状況</p> <p>有史以来、兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度5弱以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20世紀だけをとってみると、北但馬地震(死者425人、負傷者806人)、南海地震(死者50人、負傷者69人)、兵庫県南部地震(死者6,402人、負傷者40,092人)の被害が大きい。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第4節 既往地震の概要</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県内での地震災害の発生状況</p> <p>有史以来、兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度5弱以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20世紀だけをとってみると、北但馬地震(死者425人、負傷者806人)、南海地震(死者50人、負傷者69人)、兵庫県南部地震(死者6,402人、負傷者40,092人)の被害が大きい。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>(第1表) 兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震</p>	<p>(第1表) 兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震</p>																																																																																																																																																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>発生年月日</th> <th>(推定)規模(M)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>599. 5.28(推古 7. 4.27)</td><td>7.0</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>701. 5.12(大宝 1. 3.26)</td><td>7.0</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>745. 8.15(天平 17. 4.27)</td><td>7.9</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>827. 8.11(天長 4. 7.12)</td><td>6.5~7.0</td><td></td></tr> <tr><td>○ 5</td><td>868. 8. 3(貞観 10. 7. 8)</td><td>7.0以上</td><td>播磨国地震</td></tr> <tr><td>○ 6</td><td>887. 8.26(仁和 3. 7.30)</td><td>8.0~8.5</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>938. 5.22(承平8(天慶1) . 4.15)</td><td>7.0</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>1096.12.17(嘉保3(永長1) .11.24)</td><td>8.0~8.5</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>1361. 8. 3(正平 16. 6.24)</td><td>8_{1/4}~8.5</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>1449. 5.13(文安6(宝徳1) . 4.12)</td><td>8_{3/4}~8.5</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>1498. 9.20(明応 7. 8.25)</td><td>8.2~8.4</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>1510. 9.21(永正 7. 8. 8)</td><td>6.5~7.0</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>1579. 2.25(天正 7. 1.20)</td><td>6.0±1/4</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>1596. 9. 5(文禄5(慶長1) . 7.13)</td><td>7_{1/2}±1/4</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>1682. 6.16(寛文 2. 5. 1)</td><td>7_{1/4}~7.6</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>1707.10.28(宝永 4.10. 4)</td><td>8.4</td><td>宝永地震</td></tr> <tr><td>17</td><td>1751. 3.26(寛延4(宝暦1) . 2.28)</td><td>5.5~6.0</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>1854.12.23(嘉永7(安政1) .11. 4)</td><td>8.4</td><td>安政東海地震</td></tr> <tr><td>19</td><td>1854.12.24(嘉永7(安政1) .11. 5)</td><td>8.4</td><td>安政南海地震</td></tr> <tr><td>○ 20</td><td>1884. 3. 6(文久4(元治1) . 1.28)</td><td>6_{1/4}</td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>1891.10.28(明治24)</td><td>8.0</td><td>濃尾地震</td></tr> <tr><td>○ 22</td><td>1916.11.26(大正5)</td><td>6.1</td><td></td></tr> <tr><td>○ 23</td><td>1925. 5.23(大正14)</td><td>6.8</td><td>北但馬地震</td></tr> <tr><td>○ 24</td><td>1927. 3. 7(昭和2)</td><td>7.3</td><td>北丹後地震</td></tr> <tr><td>25</td><td>1927. 3.12(昭和2)</td><td>5.2</td><td>京都府沖を震源とする地震</td></tr> <tr><td>26</td><td>1946.12.21(昭和21)</td><td>8.0</td><td>南海地震</td></tr> <tr><td>30</td><td>1963. 3.27(昭和38)</td><td>6.9</td><td>越前沖地震</td></tr> <tr><td>◎ 32</td><td>1995. 1.17(平成7)</td><td>7.3</td><td>兵庫県南部地震</td></tr> <tr><td>33</td><td>2000.10. 6(平成12)</td><td>7.3</td><td>鳥取県西部地震</td></tr> <tr><td>○ 34</td><td>2013. 4.13(平成25)</td><td>6.3</td><td>淡路島付近を震源とする地震</td></tr> <tr><td>35</td><td>2018. 6.18(平成30)</td><td>6.1</td><td>大阪府北部を震源とする地震</td></tr> </tbody> </table>	番号	発生年月日	(推定)規模(M)		1	599. 5.28(推古 7. 4.27)	7.0		2	701. 5.12(大宝 1. 3.26)	7.0		3	745. 8.15(天平 17. 4.27)	7.9		4	827. 8.11(天長 4. 7.12)	6.5~7.0		○ 5	868. 8. 3(貞観 10. 7. 8)	7.0以上	播磨国地震	○ 6	887. 8.26(仁和 3. 7.30)	8.0~8.5		7	938. 5.22(承平8(天慶1) . 4.15)	7.0		8	1096.12.17(嘉保3(永長1) .11.24)	8.0~8.5		9	1361. 8. 3(正平 16. 6.24)	8 _{1/4} ~8.5		10	1449. 5.13(文安6(宝徳1) . 4.12)	8 _{3/4} ~8.5		11	1498. 9.20(明応 7. 8.25)	8.2~8.4		12	1510. 9.21(永正 7. 8. 8)	6.5~7.0		13	1579. 2.25(天正 7. 1.20)	6.0±1/4		14	1596. 9. 5(文禄5(慶長1) . 7.13)	7 _{1/2} ±1/4		15	1682. 6.16(寛文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ~7.6		16	1707.10.28(宝永 4.10. 4)	8.4	宝永地震	17	1751. 3.26(寛延4(宝暦1) . 2.28)	5.5~6.0		18	1854.12.23(嘉永7(安政1) .11. 4)	8.4	安政東海地震	19	1854.12.24(嘉永7(安政1) .11. 5)	8.4	安政南海地震	○ 20	1884. 3. 6(文久4(元治1) . 1.28)	6 _{1/4}		21	1891.10.28(明治24)	8.0	濃尾地震	○ 22	1916.11.26(大正5)	6.1		○ 23	1925. 5.23(大正14)	6.8	北但馬地震	○ 24	1927. 3. 7(昭和2)	7.3	北丹後地震	25	1927. 3.12(昭和2)	5.2	京都府沖を震源とする地震	26	1946.12.21(昭和21)	8.0	南海地震	30	1963. 3.27(昭和38)	6.9	越前沖地震	◎ 32	1995. 1.17(平成7)	7.3	兵庫県南部地震	33	2000.10. 6(平成12)	7.3	鳥取県西部地震	○ 34	2013. 4.13(平成25)	6.3	淡路島付近を震源とする地震	35	2018. 6.18(平成30)	6.1	大阪府北部を震源とする地震	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>発生年月日</th> <th>(推定)規模(M)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>599. 5.28(推古 7. 4.27)</td><td>7.0</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>701. 5.12(大宝 1. 3.26)</td><td>7.0</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>745. 8.15(天平 17. 4.27)</td><td>7.9</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>827. 8.11(天長 4. 7.12)</td><td>6.5~7.0</td><td></td></tr> <tr><td>○ 5</td><td>868. 8. 3(貞観 10. 7. 8)</td><td>7.0以上</td><td>播磨国地震</td></tr> <tr><td>○ 6</td><td>887. 8.26(仁和 3. 7.30)</td><td>8.0~8.5</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>938. 5.22(承平8(天慶1) . 4.15)</td><td>7.0</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>1096.12.17(嘉保3(永長1) .11.24)</td><td>8.0~8.5</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>1361. 8. 3(正平 16. 6.24)</td><td>8_{1/4}~8.5</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>1449. 5.13(文安6(宝徳1) . 4.12)</td><td>8_{3/4}~8.5</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>1498. 9.20(明応 7. 8.25)</td><td>8.2~8.4</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>1510. 9.21(永正 7. 8. 8)</td><td>6.5~7.0</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>1579. 2.25(天正 7. 1.20)</td><td>6.0±1/4</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>1596. 9. 5(文禄5(慶長1) . 7.13)</td><td>7_{1/2}±1/4</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>1682. 6.16(寛文 2. 5. 1)</td><td>7_{1/4}~7.6</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>1707.10.28(宝永 4.10. 4)</td><td>8.6</td><td>宝永地震</td></tr> <tr><td>17</td><td>1751. 3.26(寛延4(宝暦1) . 2.28)</td><td>5.5~6.0</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>1854.12.23(嘉永7(安政1) .11. 4)</td><td>8.4</td><td>安政東海地震</td></tr> <tr><td>19</td><td>1854.12.24(嘉永7(安政1) .11. 5)</td><td>8.4</td><td>安政南海地震</td></tr> <tr><td>○ 20</td><td>1884. 3. 6(文久4(元治1) . 1.28)</td><td>6_{1/4}</td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>1891.10.28(明治24)</td><td>8.0</td><td>濃尾地震</td></tr> <tr><td>○ 22</td><td>1916.11.26(大正5)</td><td>6.1</td><td></td></tr> <tr><td>○ 23</td><td>1925. 5.23(大正14)</td><td>6.8</td><td>北但馬地震</td></tr> <tr><td>○ 24</td><td>1927. 3. 7(昭和2)</td><td>7.3</td><td>北丹後地震</td></tr> <tr><td>25</td><td>1927. 3.12(昭和2)</td><td>5.2</td><td>京都府沖を震源とする地震</td></tr> <tr><td>26</td><td>1946.12.21(昭和21)</td><td>8.0</td><td>南海地震</td></tr> <tr><td>30</td><td>1963. 3.27(昭和38)</td><td>6.9</td><td>越前沖地震</td></tr> <tr><td>◎ 32</td><td>1995. 1.17(平成7)</td><td>7.3</td><td>兵庫県南部地震</td></tr> <tr><td>33</td><td>2000.10. 6(平成12)</td><td>7.3</td><td>鳥取県西部地震</td></tr> <tr><td>○ 34</td><td>2013. 4.13(平成25)</td><td>6.3</td><td>淡路島付近を震源とする地震</td></tr> <tr><td>35</td><td>2018. 6.18(平成30)</td><td>6.1</td><td>大阪府北部を震源とする地震</td></tr> </tbody> </table>	番号	発生年月日	(推定)規模(M)		1	599. 5.28(推古 7. 4.27)	7.0		2	701. 5.12(大宝 1. 3.26)	7.0		3	745. 8.15(天平 17. 4.27)	7.9		4	827. 8.11(天長 4. 7.12)	6.5~7.0		○ 5	868. 8. 3(貞観 10. 7. 8)	7.0以上	播磨国地震	○ 6	887. 8.26(仁和 3. 7.30)	8.0~8.5		7	938. 5.22(承平8(天慶1) . 4.15)	7.0		8	1096.12.17(嘉保3(永長1) .11.24)	8.0~8.5		9	1361. 8. 3(正平 16. 6.24)	8 _{1/4} ~8.5		10	1449. 5.13(文安6(宝徳1) . 4.12)	8 _{3/4} ~8.5		11	1498. 9.20(明応 7. 8.25)	8.2~8.4		12	1510. 9.21(永正 7. 8. 8)	6.5~7.0		13	1579. 2.25(天正 7. 1.20)	6.0±1/4		14	1596. 9. 5(文禄5(慶長1) . 7.13)	7 _{1/2} ±1/4		15	1682. 6.16(寛文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ~7.6		16	1707.10.28(宝永 4.10. 4)	8.6	宝永地震	17	1751. 3.26(寛延4(宝暦1) . 2.28)	5.5~6.0		18	1854.12.23(嘉永7(安政1) .11. 4)	8.4	安政東海地震	19	1854.12.24(嘉永7(安政1) .11. 5)	8.4	安政南海地震	○ 20	1884. 3. 6(文久4(元治1) . 1.28)	6 _{1/4}		21	1891.10.28(明治24)	8.0	濃尾地震	○ 22	1916.11.26(大正5)	6.1		○ 23	1925. 5.23(大正14)	6.8	北但馬地震	○ 24	1927. 3. 7(昭和2)	7.3	北丹後地震	25	1927. 3.12(昭和2)	5.2	京都府沖を震源とする地震	26	1946.12.21(昭和21)	8.0	南海地震	30	1963. 3.27(昭和38)	6.9	越前沖地震	◎ 32	1995. 1.17(平成7)	7.3	兵庫県南部地震	33	2000.10. 6(平成12)	7.3	鳥取県西部地震	○ 34	2013. 4.13(平成25)	6.3	淡路島付近を震源とする地震	35	2018. 6.18(平成30)	6.1	大阪府北部を震源とする地震
番号	発生年月日	(推定)規模(M)																																																																																																																																																																																																																																																															
1	599. 5.28(推古 7. 4.27)	7.0																																																																																																																																																																																																																																																															
2	701. 5.12(大宝 1. 3.26)	7.0																																																																																																																																																																																																																																																															
3	745. 8.15(天平 17. 4.27)	7.9																																																																																																																																																																																																																																																															
4	827. 8.11(天長 4. 7.12)	6.5~7.0																																																																																																																																																																																																																																																															
○ 5	868. 8. 3(貞観 10. 7. 8)	7.0以上	播磨国地震																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 6	887. 8.26(仁和 3. 7.30)	8.0~8.5																																																																																																																																																																																																																																																															
7	938. 5.22(承平8(天慶1) . 4.15)	7.0																																																																																																																																																																																																																																																															
8	1096.12.17(嘉保3(永長1) .11.24)	8.0~8.5																																																																																																																																																																																																																																																															
9	1361. 8. 3(正平 16. 6.24)	8 _{1/4} ~8.5																																																																																																																																																																																																																																																															
10	1449. 5.13(文安6(宝徳1) . 4.12)	8 _{3/4} ~8.5																																																																																																																																																																																																																																																															
11	1498. 9.20(明応 7. 8.25)	8.2~8.4																																																																																																																																																																																																																																																															
12	1510. 9.21(永正 7. 8. 8)	6.5~7.0																																																																																																																																																																																																																																																															
13	1579. 2.25(天正 7. 1.20)	6.0±1/4																																																																																																																																																																																																																																																															
14	1596. 9. 5(文禄5(慶長1) . 7.13)	7 _{1/2} ±1/4																																																																																																																																																																																																																																																															
15	1682. 6.16(寛文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ~7.6																																																																																																																																																																																																																																																															
16	1707.10.28(宝永 4.10. 4)	8.4	宝永地震																																																																																																																																																																																																																																																														
17	1751. 3.26(寛延4(宝暦1) . 2.28)	5.5~6.0																																																																																																																																																																																																																																																															
18	1854.12.23(嘉永7(安政1) .11. 4)	8.4	安政東海地震																																																																																																																																																																																																																																																														
19	1854.12.24(嘉永7(安政1) .11. 5)	8.4	安政南海地震																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 20	1884. 3. 6(文久4(元治1) . 1.28)	6 _{1/4}																																																																																																																																																																																																																																																															
21	1891.10.28(明治24)	8.0	濃尾地震																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 22	1916.11.26(大正5)	6.1																																																																																																																																																																																																																																																															
○ 23	1925. 5.23(大正14)	6.8	北但馬地震																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 24	1927. 3. 7(昭和2)	7.3	北丹後地震																																																																																																																																																																																																																																																														
25	1927. 3.12(昭和2)	5.2	京都府沖を震源とする地震																																																																																																																																																																																																																																																														
26	1946.12.21(昭和21)	8.0	南海地震																																																																																																																																																																																																																																																														
30	1963. 3.27(昭和38)	6.9	越前沖地震																																																																																																																																																																																																																																																														
◎ 32	1995. 1.17(平成7)	7.3	兵庫県南部地震																																																																																																																																																																																																																																																														
33	2000.10. 6(平成12)	7.3	鳥取県西部地震																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 34	2013. 4.13(平成25)	6.3	淡路島付近を震源とする地震																																																																																																																																																																																																																																																														
35	2018. 6.18(平成30)	6.1	大阪府北部を震源とする地震																																																																																																																																																																																																																																																														
番号	発生年月日	(推定)規模(M)																																																																																																																																																																																																																																																															
1	599. 5.28(推古 7. 4.27)	7.0																																																																																																																																																																																																																																																															
2	701. 5.12(大宝 1. 3.26)	7.0																																																																																																																																																																																																																																																															
3	745. 8.15(天平 17. 4.27)	7.9																																																																																																																																																																																																																																																															
4	827. 8.11(天長 4. 7.12)	6.5~7.0																																																																																																																																																																																																																																																															
○ 5	868. 8. 3(貞観 10. 7. 8)	7.0以上	播磨国地震																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 6	887. 8.26(仁和 3. 7.30)	8.0~8.5																																																																																																																																																																																																																																																															
7	938. 5.22(承平8(天慶1) . 4.15)	7.0																																																																																																																																																																																																																																																															
8	1096.12.17(嘉保3(永長1) .11.24)	8.0~8.5																																																																																																																																																																																																																																																															
9	1361. 8. 3(正平 16. 6.24)	8 _{1/4} ~8.5																																																																																																																																																																																																																																																															
10	1449. 5.13(文安6(宝徳1) . 4.12)	8 _{3/4} ~8.5																																																																																																																																																																																																																																																															
11	1498. 9.20(明応 7. 8.25)	8.2~8.4																																																																																																																																																																																																																																																															
12	1510. 9.21(永正 7. 8. 8)	6.5~7.0																																																																																																																																																																																																																																																															
13	1579. 2.25(天正 7. 1.20)	6.0±1/4																																																																																																																																																																																																																																																															
14	1596. 9. 5(文禄5(慶長1) . 7.13)	7 _{1/2} ±1/4																																																																																																																																																																																																																																																															
15	1682. 6.16(寛文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ~7.6																																																																																																																																																																																																																																																															
16	1707.10.28(宝永 4.10. 4)	8.6	宝永地震																																																																																																																																																																																																																																																														
17	1751. 3.26(寛延4(宝暦1) . 2.28)	5.5~6.0																																																																																																																																																																																																																																																															
18	1854.12.23(嘉永7(安政1) .11. 4)	8.4	安政東海地震																																																																																																																																																																																																																																																														
19	1854.12.24(嘉永7(安政1) .11. 5)	8.4	安政南海地震																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 20	1884. 3. 6(文久4(元治1) . 1.28)	6 _{1/4}																																																																																																																																																																																																																																																															
21	1891.10.28(明治24)	8.0	濃尾地震																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 22	1916.11.26(大正5)	6.1																																																																																																																																																																																																																																																															
○ 23	1925. 5.23(大正14)	6.8	北但馬地震																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 24	1927. 3. 7(昭和2)	7.3	北丹後地震																																																																																																																																																																																																																																																														
25	1927. 3.12(昭和2)	5.2	京都府沖を震源とする地震																																																																																																																																																																																																																																																														
26	1946.12.21(昭和21)	8.0	南海地震																																																																																																																																																																																																																																																														
30	1963. 3.27(昭和38)	6.9	越前沖地震																																																																																																																																																																																																																																																														
◎ 32	1995. 1.17(平成7)	7.3	兵庫県南部地震																																																																																																																																																																																																																																																														
33	2000.10. 6(平成12)	7.3	鳥取県西部地震																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 34	2013. 4.13(平成25)	6.3	淡路島付近を震源とする地震																																																																																																																																																																																																																																																														
35	2018. 6.18(平成30)	6.1	大阪府北部を震源とする地震																																																																																																																																																																																																																																																														
<p>(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上の揺れがあったと推定される地震 ◎は県内のいずれかに震度7の揺れがあった地震</p> <p>(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。</p>	<p>(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上の揺れがあったと推定される地震 ◎は県内のいずれかに震度7の揺れがあった地震</p> <p>(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(第1図) 第1表に示された地震の震央</p>	<p>(第1図) 第1表に示された地震の震央</p>
<p>第1編 総則 第5節 地震災害の危険性と被害の特徴 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 内陸部地震 (1) (略) (2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層 ① 山崎断層帯 (【断層帯の位置および形態】、概略位置図、活断層位置図、略)</p>	<p>第1編 総則 第5節 地震災害の危険性と被害の特徴 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 内陸部地震 (1) (略) (2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層 ① 山崎断層帯 (【断層帯の位置および形態】、概略位置図、活断層位置図、略)</p>

地震災害対策計画

現 行						修 正 案					
(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価						(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価					
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)
		30年以内	50年以内	100年以内				30年以内	50年以内	100年以内	
主部 (南東部)	7.3程度	ほぼ0%~0.01%	ほぼ0%~0.02%	0.002%~0.05%	3900年程度 4~6世紀	主部 (南東部)	7.3程度	ほぼ0%~0.01%	ほぼ0%~0.02%	0.003%~0.05%	3900年程度 4~6世紀
主部 (北西部)	7.7程度	0.09%~1% やや高い	0.2%~2%	0.4%~4%	約1800~2300年程度 868年播磨国地震	主部 (北西部)	7.7程度	0.1%~1% やや高い	0.2%~2%	0.5%~4%	約1800~2300年程度 868年播磨国地震
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 4~12世紀	草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 4~12世紀
(評価時点は全て平成29年1月1日現在)						(評価時点は全て令和4年1月1日現在)					
② 中央構造線断層帯						② 中央構造線断層帯					
〔断層帯の位置および形態〕、概略位置図、活断層位置図、略)						〔断層帯の位置および形態〕、概略位置図、活断層位置図、略)					
(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価						(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価					
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)
		30年以内	50年以内	100年以内				30年以内	50年以内	100年以内	
紀淡海峡 - 鳴門海峡	7.6~7.7程度	0.005%~1% やや高い	0.009%~2%	0.02%~4%	約4000~6000年 約3100年前~2800年前	紀淡海峡 - 鳴門海峡	7.5程度	0.005%~1% やや高い	0.009%~2%	0.02%~4%	約4000~6000年 約3100年前~2800年前
(評価時点は全て平成29年1月1日現在)						(評価時点は全て令和4年1月1日現在)					
③ 六甲・淡路島断層帯						③ 六甲・淡路島断層帯					
〔断層帯の位置および形態〕、概略位置図、活断層位置図、略)						〔断層帯の位置および形態〕、概略位置図、活断層位置図、略)					
(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価						(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価					
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)
		30年以内	50年以内	100年以内				30年以内	50年以内	100年以内	
主部 (六甲山脈-淡路島間)	7.9程度	ほぼ0%~1% やや高い	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~6%	900年~2800年程度 16世紀	主部 (六甲山脈-淡路島間)	7.9程度	ほぼ0%~1% やや高い	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~6%	900年~2800年程度 16世紀
主部 (淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震	主部 (淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震
先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頭	先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頭
(評価時点は全て平成29年1月1日現在)						(評価時点は全て令和4年1月1日現在)					
④ 上町断層帯						④ 上町断層帯					
〔断層帯の位置および形態〕、概略位置図、活断層位置図、略)						〔断層帯の位置および形態〕、概略位置図、活断層位置図、略)					

地震災害対策計画

現 行						修 正 案					
(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価						(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価					
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)
		30年以内	50年以内	100年以内				30年以内	50年以内	100年以内	
上町断層帯	7.5程度	2%~3% 高い	3%~5%	6%~10%	8000年程度 約28000年前-9000年前	上町断層帯	7.5程度	2%~3% 高い	3%~5%	6%~10%	8000年程度 約28000年前-9000年前
(評価時点は全て平成29年1月1日現在)						(評価時点は全て令和4年1月1日現在)					
⑤ (略)						⑤ (略)					
(3) 想定地震						(3) 想定地震					
兵庫県内において震度5強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象とした。						兵庫県内において震度5強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象とした。					
○マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率 ＜地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価 (算定基準日: 平成29年1月1日)＞						○マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率 ＜地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価 (算定基準日: 令和4年1月1日)＞					
最大発生確率	県内にある断層		県外にある断層			最大発生確率	県内にある断層		県外にある断層		
3%以上			○上町断層 ○中央構造線断層帯 (紀伊半島側) ○奈良盆地東縁断層帯			3%以上			○上町断層 ○中央構造線断層帯 (四国側) ○奈良盆地東縁断層帯		
0.1~3%	○六甲・淡路島断層帯 (六甲山地南縁-淡路島東岸) ○山崎断層帯 (主部北西部) ○中央構造線断層帯 (鳴門海峡-紀淡海峡)		○山崎断層帯 (那岐山断層帯) ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯 (四国側) ○三峠・京都西山断層帯 (京都西山断層帯) ○三峠・京都西山断層帯 (三峠断層) ○花折断層帯 (中南部)			0.1~3%	○六甲・淡路島断層帯 (六甲山地南縁-淡路島東岸) ○山崎断層帯 (主部北西部) ○中央構造線断層帯 (鳴門海峡-紀淡海峡)		○山崎断層帯 (那岐山断層帯) ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯 (紀伊半島側) ○中央構造線断層帯 (四国側) ○三峠・京都西山断層帯 (京都西山断層帯) ○三峠・京都西山断層帯 (三峠断層)		
0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大阪湾断層帯 ○山崎断層帯 (主部南東部)					0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大阪湾断層帯 ○山崎断層帯 (主部南東部)		○中央構造線断層帯 (四国側)		
ほぼ0% (※1)	○山崎断層帯 (草谷断層) ○六甲・淡路島断層帯 (淡路島西岸) ○六甲・淡路島断層帯 (先山断層)		○山田断層帯 (郷村断層帯) ○木津川断層帯			ほぼ0% (※1)	○山崎断層帯 (草谷断層) ○六甲・淡路島断層帯 (淡路島西岸) ○六甲・淡路島断層帯 (先山断層)		○山田断層帯 (郷村断層帯) ○木津川断層帯		
不明 (※2)	○山田断層帯 (主部) ○御所谷断層 (※3) ○養父断層 (※3)		○三峠・京都西山断層帯 (上林川断層) ○鳥取地震 (鹿野断層) (※3)			不明 (※2)	○山田断層帯 (主部) ○御所谷断層 (※3) ○養父断層 (※3)		○三峠・京都西山断層帯 (上林川断層) ○鳥取地震 (鹿野断層) (※3) ○中央構造線断層帯 (紀伊半島側)		
※1 発生確率が0.001%未満						※1 発生確率が0.001%未満					
※2 平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。						※2 平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。					
※3 地震調査研究推進本部による長期評価の対象外						※3 地震調査研究推進本部による長期評価の対象外					
※4 中央構造線断層帯 (四国側) は3断層区間 (内2区間反映)、中央構造線断層帯 (紀伊半島側) は6断層区間 (内3区間反映) から成り、断層区間によって発生確率が異なるため、表中に複数記載						※4 中央構造線断層帯 (四国側) は3断層区間 (内2区間反映)、中央構造線断層帯 (紀伊半島側) は6断層区間 (内3区間反映) から成り、断層区間によって発生確率が異なるため、表中に複数記載					
(図、[その他の活断層]、略)						(図、[その他の活断層]、略)					
(4) 被害想定						(4) 被害想定					

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																														
<p>兵庫県域で注意すべき代表的な地震について、詳細な地震被害想定を実施した。</p> <p>【想定地震の概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>想定震源地</th> <th>想定規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山崎断層帯地震</td> <td>山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）</td> <td>M 8. 0</td> </tr> <tr> <td>上町断層帯地震</td> <td>上町断層帯</td> <td>M 7. 5</td> </tr> <tr> <td>中央構造線断層帯地震</td> <td>中央構造線断層（紀淡海峡-鳴門海峡）</td> <td>M 7. 7</td> </tr> <tr> <td>養父断層帯地震</td> <td>養父断層</td> <td>M 7. 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 山崎断層（大原・土方・安富・主部南東部）帯地震 （図、略）</p> <p>② 上町断層帯地震 （図、略）</p> <p>③ 中央構造線断層帯（紀淡海峡-鳴門海峡）地震 （図、略）</p> <p>④ 養父断層帯地震 （図、略）</p> <p>3 津波を伴う地震（南海トラフ地震）</p> <p>(1) 地震発生の危険性</p> <p>南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面（以下、「プレート境界面」という。）がすべることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和 19 年（1944 年）に昭和東南海地震、昭和 21 年（1946 年）に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に 70 年近くが経過し、南海トラフにおける次の大地震</p>	想定地震	想定震源地	想定規模	山崎断層帯地震	山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）	M 8. 0	上町断層帯地震	上町断層帯	M 7. 5	中央構造線断層帯地震	中央構造線断層（紀淡海峡-鳴門海峡）	M 7. 7	養父断層帯地震	養父断層	M 7. 0	<p>兵庫県域で注意すべき代表的な地震について、詳細な地震被害想定を実施した。</p> <p>【想定地震の概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>想定震源地</th> <th>想定規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山崎断層帯地震</td> <td>山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）</td> <td>M 8. 0</td> </tr> <tr> <td>上町断層帯地震</td> <td>上町断層帯</td> <td>M 7. 5</td> </tr> <tr> <td>中央構造線断層帯地震</td> <td>中央構造線断層帯（紀淡海峡-鳴門海峡）</td> <td>M 7. 7</td> </tr> <tr> <td>養父断層帯地震</td> <td>養父断層帯</td> <td>M 7. 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 山崎断層（大原・土方・安富・主部南東部）帯地震 （図、略）</p> <p>② 上町断層帯地震 （図、略）</p> <p>③ 中央構造線断層帯（紀淡海峡-鳴門海峡）地震 （図、略）</p> <p>④ 養父断層帯地震 （図、略）</p> <p>3 津波を伴う地震（南海トラフ地震）</p> <p>(1) 地震発生の危険性</p> <p>南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面（以下、「プレート境界面」という。）がすべることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和 19 年（1944 年）に昭和東南海地震、昭和 21 年（1946 年）に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に 70 年近くが経過し、南海トラフにおける次の大地震</p>	想定地震	想定震源地	想定規模	山崎断層帯地震	山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）	M 8. 0	上町断層帯地震	上町断層帯	M 7. 5	中央構造線断層帯地震	中央構造線断層帯（紀淡海峡-鳴門海峡）	M 7. 7	養父断層帯地震	養父断層帯	M 7. 0
想定地震	想定震源地	想定規模																													
山崎断層帯地震	山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）	M 8. 0																													
上町断層帯地震	上町断層帯	M 7. 5																													
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層（紀淡海峡-鳴門海峡）	M 7. 7																													
養父断層帯地震	養父断層	M 7. 0																													
想定地震	想定震源地	想定規模																													
山崎断層帯地震	山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）	M 8. 0																													
上町断層帯地震	上町断層帯	M 7. 5																													
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層帯（紀淡海峡-鳴門海峡）	M 7. 7																													
養父断層帯地震	養父断層帯	M 7. 0																													

地震災害対策計画

現 行						修 正 案																																																					
<p>発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。</p> <p>南海トラフについては、歴史地震に関する豊富な記録に加えて、地震活動、地殻変動、地殻構造、変動地形などについて数多くの研究が行われており、大地震の繰り返しの発生履歴が詳しく調べられているプレート境界の一つとして知られている。</p> <p>(参考)地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率：算定基準日平成29年(2017年)1月1日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域または地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th>平均活動間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新活動時期 (下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ</td> <td rowspan="2">M8～M9クラス</td> <td rowspan="2">20%～30%</td> <td rowspan="2">70%程度</td> <td>90%程度</td> <td>次回までの標準的な値</td> </tr> <tr> <td>もしくはそれ以上</td> <td>88.2年</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>71.0年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(図、略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>						領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔 (上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期 (下段)	南海トラフ	M8～M9クラス	20%～30%	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値	もしくはそれ以上	88.2年						71.0年前	<p>発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。</p> <p>南海トラフについては、歴史地震に関する豊富な記録に加えて、地震活動、地殻変動、地殻構造、変動地形などについて数多くの研究が行われており、大地震の繰り返しの発生履歴が詳しく調べられているプレート境界の一つとして知られている。</p> <p>(参考)地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率：算定基準日令和4年(2022年)1月1日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域または地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th>平均活動間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新活動時期 (下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ</td> <td rowspan="2">M8～M9クラス</td> <td rowspan="2">30%程度</td> <td rowspan="2">70%～80%</td> <td>90%程度</td> <td>次回までの標準的な値</td> </tr> <tr> <td>もしくはそれ以上</td> <td>88.2年</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>76.0年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(図、略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>						領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔 (上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期 (下段)	南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度	次回までの標準的な値	もしくはそれ以上	88.2年						76.0年前
領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔 (上段)																																																						
		10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期 (下段)																																																						
南海トラフ	M8～M9クラス	20%～30%	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値																																																						
				もしくはそれ以上	88.2年																																																						
					71.0年前																																																						
領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔 (上段)																																																						
		10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期 (下段)																																																						
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度	次回までの標準的な値																																																						
				もしくはそれ以上	88.2年																																																						
					76.0年前																																																						

現 行	修 正 案																		
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>〔実施機関：指定地方行政機関、<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部、県警察本部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制</p> <p>県は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努めることとする。</p> <p>(1) 24時間監視・即応体制の確立</p> <p>県は、災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における職員の当直（日直・宿直）体制を実施することとする。</p> <p>防災監は、当直職員を指揮する防災責任者を指定することとする。</p> <p>また、災害緊急事態に備え、指定要員及び業務要員（災害待機宿舎に入居する要員）による待機体制を実施することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">要員の種類</th> <th style="width: 90%;">職務内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">指定要員</td> <td> 防災担当 指定要員 </td> <td> ・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・<u>防災企画局、災害対策局</u>の職員から防災監が指定する。 </td> </tr> <tr> <td> 部局指定要員 </td> <td> ・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。 </td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td> ・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害対策要員等への連絡手段の確保</p> <p>県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先携帯電話携行者 <p style="text-align: center;">防災担当指定要員（<u>防災企画局長、災害対策局長</u> 等）</p>	要員の種類	職務内容等	指定要員	防災担当 指定要員	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・ <u>防災企画局、災害対策局</u> の職員から防災監が指定する。	部局指定要員	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。	業務要員	・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>〔実施機関：指定地方行政機関、<u>県危機管理部、県土木部、県警察本部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制</p> <p>県は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努めることとする。</p> <p>(1) 24時間監視・即応体制の確立</p> <p>県は、災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における職員の当直（日直・宿直）体制を実施することとする。</p> <p>防災監は、当直職員を指揮する防災責任者を指定することとする。</p> <p>また、災害緊急事態に備え、指定要員及び業務要員（災害待機宿舎に入居する要員）による待機体制を実施することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">要員の種類</th> <th style="width: 90%;">職務内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">指定要員</td> <td> 防災担当 指定要員 </td> <td> ・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・<u>危機管理部</u>の職員から防災監が指定する。 </td> </tr> <tr> <td> 部局指定要員 </td> <td> ・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。 </td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td> ・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害対策要員等への連絡手段の確保</p> <p>県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先携帯電話携行者 <p style="text-align: center;">防災担当指定要員（<u>危機管理部次長</u> 等）</p>	要員の種類	職務内容等	指定要員	防災担当 指定要員	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・ <u>危機管理部</u> の職員から防災監が指定する。	部局指定要員	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。	業務要員	・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。
要員の種類	職務内容等																		
指定要員	防災担当 指定要員	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・ <u>防災企画局、災害対策局</u> の職員から防災監が指定する。																	
	部局指定要員	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。																	
業務要員	・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。																		
要員の種類	職務内容等																		
指定要員	防災担当 指定要員	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・ <u>危機管理部</u> の職員から防災監が指定する。																	
	部局指定要員	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。																	
業務要員	・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。																		

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>・携帯電話等携行者 <u>防災企画局員、災害対策局員</u></p>	<p>・携帯電話等携行者 <u>危機管理部職員</u></p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 [実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県公安委員会、市町</u>]</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 防災訓練 (1) (略) (2) 個別防災訓練 ① (略) ② 図上訓練 ア～イ (略) ウ 津波、石油コンビナート火災、鉄道事故等地震に伴う複合災害を想定した訓練 等</p> <p>(3)～(6) (略) 3～4 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 [実施機関：<u>県危機管理部、県公安委員会、市町</u>]</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 防災訓練 (1) (略) (2) 個別防災訓練 ① (略) ② 図上訓練 ア～イ (略) ウ 津波、石油コンビナート火災、鉄道事故等地震に伴う複合災害<u>(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)</u>を想定した訓練 等</p> <p>(3)～(6) (略) 3～4 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 [実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県警察本部、</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 [実施機関：<u>県危機管理部、県警察本部、近畿地方整備局、市町</u>]</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;">近畿地方整備局、市町]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結 (略)</p> <p>なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「応急対策職員派遣制度」の運用に留意する。</p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。</p> <p>なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮することとする。</p> <p><受援業務の例> (略)</p> <p>4～9 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結 (略)</p> <p>なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「<u>応急対策職員派遣制度</u>」の運用に留意するとともに、<u>訓練等を通じて活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。また「復旧・復興支援技術職員派遣制度」も活用する。</u></p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>県、市町は、関西広域連合が作成した「<u>関西広域応援・受援実施要綱</u>」や県が作成した「<u>兵庫県災害時受援計画</u>」、「<u>災害時応援受け入れガイドライン</u>」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。</p> <p>なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮することとする。</p> <p><受援業務の例> (略)</p> <p>4～9 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第4節 災害対策拠点の整備・運用</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第4節 災害対策拠点の整備・運用</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案								
〔実施機関： <u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局</u> 〕	〔実施機関： <u>県危機管理部</u> 〕								
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <table border="1" data-bbox="266 711 992 1054"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入手 ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報通信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・南あわじ市阿万海岸設置の津波監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・遠隔共有システム（Rec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手 ・各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 (略)</p> <p>7 防災情報提供システム</p> <p><u>県は、神戸地方气象台との間の専用線で結ばれたフェニックス防災システムにより、気象・地震情報等を入手し活用を図ることとする。</u></p> <p>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(略)</p>	名 称	主 な 機 能	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入手 ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報通信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・南あわじ市阿万海岸設置の津波監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・遠隔共有システム（Rec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手 ・各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手 	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1261 711 1986 1054"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入手 ・気象庁のシステム（アデス）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報通信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・南あわじ市阿万海岸設置の津波監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・遠隔共有システム（Rec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手 ・各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 (略)</p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p>7 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(略)</p>	名 称	主 な 機 能	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入手 ・気象庁のシステム（アデス）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報通信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・南あわじ市阿万海岸設置の津波監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・遠隔共有システム（Rec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手 ・各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手
名 称	主 な 機 能								
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入手 ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報通信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・南あわじ市阿万海岸設置の津波監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・遠隔共有システム（Rec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手 ・各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手 								
名 称	主 な 機 能								
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入手 ・気象庁のシステム（アデス）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報通信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・南あわじ市阿万海岸設置の津波監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・遠隔共有システム（Rec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手 ・各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手 								
第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実								

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																								
<p>第6節 防災拠点の整備 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町</u>〕</p>	<p>第6節 防災拠点の整備 〔実施機関：<u>県危機管理部、市町</u>〕</p>																																								
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、消防本部</u>〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 組織の確立 (1) 常備消防 平成28年4月1日現在、県内の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。 ○ 常備消防設置状況 (平成29年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市 1町</td> <td>5,111</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市 5町</td> <td>865</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>-</td> <td>6町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>5,976</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、団員数は全国最多だが、年々減少傾向が見られる。そのため、市町は、施設・設備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層の団員の入団促進をはじめ、機能別団員・分団の制度導入を行うなど、消防団の活性化を推進し、その育成を図ることとする。</p>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市 1町	5,111	一部事務組合	5	11市 5町	865	事務委託	-	6町	-	計	24	29市12町	5,976	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備 〔実施機関：<u>県危機管理部、県まちづくり部、消防本部</u>〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 組織の確立 (1) 常備消防 令和3年4月1日現在、県内の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。 ○ 常備消防設置状況 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市 1町</td> <td>5,285</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市 5町</td> <td>874</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>-</td> <td>6町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>6,159</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、団員数は全国最多だが、年々減少傾向が見られる。そのため、市町は、施設・設備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層の団員の入団促進をはじめ、機能別団員・分団の制度導入を行うなど、消防団の活性化を推進し、その育成を図ることとする。</p>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市 1町	5,285	一部事務組合	5	11市 5町	874	事務委託	-	6町	-	計	24	29市12町	6,159
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																						
単 独	19	18市 1町	5,111																																						
一部事務組合	5	11市 5町	865																																						
事務委託	-	6町	-																																						
計	24	29市12町	5,976																																						
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																						
単 独	19	18市 1町	5,285																																						
一部事務組合	5	11市 5町	874																																						
事務委託	-	6町	-																																						
計	24	29市12町	6,159																																						

地震災害対策計画

現 行	修 正 案												
<p>県は、市町による消防団の加入促進や活性化の取組について、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、普及啓発や助言などの支援を行う。</p> <p style="text-align: center;">○ 消防団設置状況 (平成29年4月1日現在)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">29市12町</td> <td style="text-align: center;">42,426人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p>	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	42,426人	<p>県は、市町による消防団の加入促進や活性化の取組について、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、普及啓発や助言などの支援を行う。</p> <p style="text-align: center;">○ 消防団設置状況 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">29市12町</td> <td style="text-align: center;">40,553人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p>	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	40,553人
消防団の数	市町の数	消防団員数											
62	29市12町	42,426人											
消防団の数	市町の数	消防団員数											
62	29市12町	40,553人											
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第2款 消防施設・設備の整備 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、市町〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 消防施設の整備 (1) 現況 ① 整備水準 本県の消防力の現況は、消防庁告示に定められている「消防力の整備指針」に照らすと、次のとおりである。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第2款 消防施設・設備の整備 〔実施機関：県危機管理部、市町〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 消防施設の整備 (1) 現況 ① 整備水準 本県の消防力の現況は、消防庁告示に定められている「消防力の整備指針」に照らすと、次のとおりである。</p>												

地震災害対策計画

現 行						修 正 案					
(平成27年度「消防施設等整備計画実態調査」)						(令和元年度「消防施設等整備計画実態調査」)					
項 目		基 準	現 有	充足率(%)		項 目		基 準	現 有	充足率(%)	
消防署所数		181	170	93.9		消防署所数		181	171	94.5	
ポンプ自動車(常備)		263	237	90.1		ポンプ自動車(常備)		260	230	88.5	
ポンプ自動車(消防団)		534	527	98.7		ポンプ自動車(消防団)		503	509	101.2	
動力消防ポンプ(消防団)		2,044	1,942	95.0		動力消防ポンプ(消防団)		1,793	1,873	104.5	
消防水利		55,497	47,804	86.1		消防水利		53,947	46,436	86.1	
② 消防職員・団員の数等(平成29年4月1日現在)						② 消防職員・団員の数等(令和3年4月1日現在)					
消防署数		56	消防団数		62	消防署数		55	消防団数		62
出張所数		114	分 団 数		1,114	出張所数		116	分 団 数		1,218
消防職員数		5,997	消防団員数		42,426	消防職員数		6,159	消防団員数		40,553
③ 消防ポンプ自動車等の保有数(平成29年4月1日現在)						③ 消防ポンプ自動車等の保有数(令和3年4月1日現在)					
種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団
普通消防ポンプ自動車	160	485	手引動力ポンプ	4	53	普通消防ポンプ自動車	183	498	手引動力ポンプ	1	4
水槽付消防ポンプ自動車	96	36	大型高所放水車	3	—	水槽付消防ポンプ自動車	98	9	大型高所放水車	4	—
はしご付消防自動車	55	—	泡原液搬送車	4	—	はしご付消防自動車	46	—	泡原液搬送車	4	—
屈折はしご付消防自動車	3	—	救急自動車	228	—	屈折はしご付消防自動車	5	—	救急自動車	236	—
化学消防自動車	45	—	救助工作車	49	—	化学消防自動車	42	—	救助工作車	49	—
小型動力ポンプ付積載車	14	1,532	消防艇	3	—	小型動力ポンプ付積載車	21	1,517	消防艇	3	—
小型動力ポンプ	111	342	ヘリコプター	3(※)	—	小型動力ポンプ	118	360	ヘリコプター	3(※)	—

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																																				
<p>④ 消火水利の概要 (平成29年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">消火栓</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">113,836</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">防火水槽</td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">18,158</td> <td style="width: 15%;">100m³以上</td> <td style="text-align: center;">1,005</td> </tr> <tr> <td>60～100 m³</td> <td style="text-align: center;">1,235</td> </tr> <tr> <td>40～ 60 m³</td> <td style="text-align: center;">13,566</td> </tr> <tr> <td>20～ 40 m³</td> <td style="text-align: center;">2,352</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">389</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1,055</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">863</td> </tr> </table> <p>(1) (略)</p> <p>4 (略)</p>	消火栓	113,836			防火水槽	18,158	100m ³ 以上	1,005	60～100 m ³	1,235	40～ 60 m ³	13,566	20～ 40 m ³	2,352	井 戸	389			プール	1,055			その他	863			<p>④ 消火水利の概要 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">消火栓</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">117,979</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">防火水槽</td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">18,158</td> <td style="width: 15%;">100m³以上</td> <td style="text-align: center;">1,030</td> </tr> <tr> <td>60～100 m³</td> <td style="text-align: center;">1,359</td> </tr> <tr> <td>40～ 60 m³</td> <td style="text-align: center;">14,476</td> </tr> <tr> <td>20～ 40 m³</td> <td style="text-align: center;">2,326</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">328</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1,037</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1,082</td> </tr> </table> <p>(1) (略)</p> <p>4 (略)</p>	消火栓	117,979			防火水槽	18,158	100m ³ 以上	1,030	60～100 m ³	1,359	40～ 60 m ³	14,476	20～ 40 m ³	2,326	井 戸	328			プール	1,037			その他	1,082		
消火栓	113,836																																																				
防火水槽	18,158	100m ³ 以上	1,005																																																		
		60～100 m ³	1,235																																																		
		40～ 60 m ³	13,566																																																		
		20～ 40 m ³	2,352																																																		
井 戸	389																																																				
プール	1,055																																																				
その他	863																																																				
消火栓	117,979																																																				
防火水槽	18,158	100m ³ 以上	1,030																																																		
		60～100 m ³	1,359																																																		
		40～ 60 m ³	14,476																																																		
		20～ 40 m ³	2,326																																																		
井 戸	328																																																				
プール	1,037																																																				
その他	1,082																																																				
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第3款 大規模火災時の避難計画 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、市町</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第3款 大規模火災対策の実施 〔実施機関：<u>県危機管理部、市町</u>〕</p>																																																				
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第8節 防災資機材の整備 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第8節 防災資機材の整備 〔実施機関：<u>県危機管理部、県土木部、県警察本部、市町</u>〕</p>																																																				
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部健</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 〔実施機関：<u>県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、病院局、教育委員会、市町</u>〕</p>																																																				

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;">康局、<u>県健康福祉部障害福祉局</u>、病院局、教育委員会、市町]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害救急医療情報システムの整備</p> <p>(1) 災害救急医療情報指令センターの整備</p> <p>県は、<u>健康福祉部長</u>を本部長とする保健医療調整本部を立ち上げるとともに、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを災害医療センター内に整備することとする。</p> <p>※保健医療調整本部・・・保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅延なく行うための本部</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害救急医療システムの充実</p> <p>県は、災害救急医療システムの充実を災害医療センターの整備にあわせて行うこととする。</p> <p>また、災害医療対応を行う圏域設定については、県民局又は県民センターに災害対策地方本部が設定されて県民局等の単位で災害対応を行うことから、県民局・県民センターと一致する圏域で災害医療圏域を設定する。</p> <p>県、市町等は、各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、各災害医療圏域ごとに、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び市町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の<u>災害救急医療マニュアル</u>を定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備することとする。</p> <p>4 機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害救急医療情報システムの整備</p> <p>(1) 災害救急医療情報指令センターの整備</p> <p>県は、<u>保健医療部長</u>を本部長とする保健医療調整本部を立ち上げるとともに、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを災害医療センター内に整備することとする。</p> <p>※保健医療調整本部・・・保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅延なく行うための本部</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害救急医療システムの充実</p> <p>県は、災害救急医療システムの充実を災害医療センターの整備にあわせて行うこととする。</p> <p>また、災害医療対応を行う圏域設定については、県民局又は県民センターに災害対策地方本部が設定されて県民局等の単位で災害対応を行うことから、県民局・県民センターと一致する圏域で災害医療圏域を設定する。</p> <p>県、市町等は、各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、各災害医療圏域ごとに、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び市町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の<u>災害時保健医療マニュアル</u>を定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備することとする。</p> <p>4 機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																																																																																
<p>(3) 県は、災害拠点病院の医師・各地域の医療関係者等に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による兵庫DMAT等の派遣、被災患者の搬送先や兵庫DMAT及び救護班(以下、「救護班等」という。)の派遣及び受入調整、地域保健医療情報センター等、関係機関との連携により災害医療体制の確保を図る役割を担うこととする。</p> <p>(4) 県、市町等は、県広域防災センターに「がれき救助訓練施設」を整備・活用し、レスキューや医療チームの育成を図ることとする。</p> <p>DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。 ・ 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等が主な活動。 <p>5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p><参考></p> <p>○ 「ひょうごDPAT」とは (DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="4">「ひょうごDPAT」の活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td colspan="3">被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援</td> </tr> <tr> <td>活動期間</td> <td colspan="3">概ね、救命活動終了後～復旧期</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td colspan="3">医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う</td> </tr> <tr> <td>活動拠点</td> <td colspan="3">DPAT活動拠点本部 (健康福祉事務所等)</td> </tr> <tr> <td>活動場所</td> <td colspan="3">救護所、避難所、仮設住宅等</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災前から精神科疾患に罹患しているもの ・ 被災後、精神的不調を訴えた者 (トラウマ・PTSD関連疾患患者含む) ・ 支援者 (地域医療従事者、救急隊員、行政職等) </td> </tr> <tr> <td>チーム構成</td> <td>精神科病院単位を基本として登録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>精神科医師</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>精神科看護師等</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>精神保健福祉士、臨床心理士</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロジスティクス (公的機関職員)</td> <td>1～2名</td> <td>計4～5名</td> </tr> </tbody> </table>	「ひょうごDPAT」の活動内容				目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援			活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期			活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う			活動拠点	DPAT活動拠点本部 (健康福祉事務所等)			活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等			対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災前から精神科疾患に罹患しているもの ・ 被災後、精神的不調を訴えた者 (トラウマ・PTSD関連疾患患者含む) ・ 支援者 (地域医療従事者、救急隊員、行政職等) 			チーム構成	精神科病院単位を基本として登録				精神科医師	1名			精神科看護師等	1名			精神保健福祉士、臨床心理士	1名			ロジスティクス (公的機関職員)	1～2名	計4～5名	<p>(3) 県は、災害拠点病院の医師・各地域の医療関係者等に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時から院内調整や自主判断による兵庫DMAT等の派遣、被災患者の搬送先や兵庫DMAT及び救護班(以下、「救護班等」という。)の派遣及び受入調整、地域保健医療情報センター等、関係機関との連携により災害医療体制の確保を図る役割を担うこととする。</p> <p>(4) 県、市町等は、県広域防災センターに「がれき救助訓練施設」を整備・活用し、レスキューや医療チームの育成を図ることとする。</p> <p>DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生直後の急性期(概ね48時間以内)から活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームである。 ・ DMATは、DMAT本部、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。必要な場合には、初期の避難所、救護所、社会福祉施設での活動のサポート等を考慮する。 <p>5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療の提供、及び地域の精神医療機能を支援することを目的として災害拠点精神科病院の指定を行う。</p> <p><参考></p> <p>○ 「ひょうごDPAT」とは (DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="4">「ひょうごDPAT」の活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td colspan="3">被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援</td> </tr> <tr> <td>活動期間</td> <td colspan="3">概ね、救命活動終了後～復旧期</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td colspan="3">医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う</td> </tr> <tr> <td>活動拠点</td> <td colspan="3">DPAT活動拠点本部 (健康福祉事務所等)</td> </tr> <tr> <td>活動場所</td> <td colspan="3">救護所、避難所、仮設住宅等</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災前から精神科疾患に罹患しているもの ・ 被災後、精神的不調を訴えた者 (トラウマ・PTSD関連疾患患者含む) ・ 支援者 (地域医療従事者、救急隊員、行政職等) </td> </tr> <tr> <td>チーム構成</td> <td>精神科病院単位を基本として登録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>精神科医師</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>精神科看護師等</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務調整員 (ロジスティクス)</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公的機関職員</td> <td>1～2名</td> <td>計4～5名</td> </tr> </tbody> </table>	「ひょうごDPAT」の活動内容				目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援			活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期			活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う			活動拠点	DPAT活動拠点本部 (健康福祉事務所等)			活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等			対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災前から精神科疾患に罹患しているもの ・ 被災後、精神的不調を訴えた者 (トラウマ・PTSD関連疾患患者含む) ・ 支援者 (地域医療従事者、救急隊員、行政職等) 			チーム構成	精神科病院単位を基本として登録				精神科医師	1名			精神科看護師等	1名			業務調整員 (ロジスティクス)	1名			公的機関職員	1～2名	計4～5名
「ひょうごDPAT」の活動内容																																																																																																	
目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援																																																																																																
活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期																																																																																																
活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う																																																																																																
活動拠点	DPAT活動拠点本部 (健康福祉事務所等)																																																																																																
活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等																																																																																																
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災前から精神科疾患に罹患しているもの ・ 被災後、精神的不調を訴えた者 (トラウマ・PTSD関連疾患患者含む) ・ 支援者 (地域医療従事者、救急隊員、行政職等) 																																																																																																
チーム構成	精神科病院単位を基本として登録																																																																																																
	精神科医師	1名																																																																																															
	精神科看護師等	1名																																																																																															
	精神保健福祉士、臨床心理士	1名																																																																																															
	ロジスティクス (公的機関職員)	1～2名	計4～5名																																																																																														
「ひょうごDPAT」の活動内容																																																																																																	
目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援																																																																																																
活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期																																																																																																
活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う																																																																																																
活動拠点	DPAT活動拠点本部 (健康福祉事務所等)																																																																																																
活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等																																																																																																
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災前から精神科疾患に罹患しているもの ・ 被災後、精神的不調を訴えた者 (トラウマ・PTSD関連疾患患者含む) ・ 支援者 (地域医療従事者、救急隊員、行政職等) 																																																																																																
チーム構成	精神科病院単位を基本として登録																																																																																																
	精神科医師	1名																																																																																															
	精神科看護師等	1名																																																																																															
	業務調整員 (ロジスティクス)	1名																																																																																															
	公的機関職員	1～2名	計4～5名																																																																																														

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																												
<p>○ 災害時における「ひょうごDPAT」と医療救護班、保健師チームとの連携</p>	<p>○ 大規模災害時の保健医療ニーズと活動の経時変化のイメージ</p>																												
<p>6 兵庫県災害医療センターの運営</p> <p>大規模災害時にも診療機能が維持できるよう、<u>耐震構造</u>を有するとともに、大容量自家発電装置、貯水槽、備蓄倉庫等の防災設備と多数の患者を受け入れられる機能を確保し、多発外傷、重症熱傷、挫滅症候群患者等に対する救命救急医療機能を備えた 30 床の災害医療センターを災害救急医療システムの中核施設として運営する。</p> <p>災害医療センターは、後方支援病院となる神戸赤十字病院とともに、基幹災害拠点病院となり、共同で患者受け入れ、救護班派遣等を行なうこととする。</p>	<p>6 兵庫県災害医療センターの運営</p> <p>大規模災害時にも診療機能が維持できるよう、<u>免震構造</u>を有するとともに、大容量自家発電装置、貯水槽、備蓄倉庫等の防災設備と多数の患者を受け入れられる機能を確保し、多発外傷、重症熱傷、挫滅症候群患者等に対する救命救急医療機能を備えた 30 床の災害医療センターを災害救急医療システムの中核施設として運営する。</p> <p>災害医療センターは、後方支援病院となる神戸赤十字病院とともに、基幹災害拠点病院となり、共同で患者受け入れ、救護班派遣等を行なうこととする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">兵庫県災害医療センター</th> <th rowspan="2">神戸赤十字病院</th> </tr> <tr> <th>病院機能</th> <th>病院以外の機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平時</td> <td>1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる病院前医療</td> <td>1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</td> <td>1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受け入れ 3 2次救急医療の提供</td> </tr> <tr> <td>災害時</td> <td>1 被災地からの重症患者等の受け入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣</td> <td>災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受け入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請</td> <td>1 被災地からの患者の受け入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣</td> </tr> </tbody> </table>		兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院	病院機能	病院以外の機能	平時	1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる病院前医療	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受け入れ 3 2次救急医療の提供	災害時	1 被災地からの重症患者等の受け入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣	災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受け入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請	1 被災地からの患者の受け入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">兵庫県災害医療センター</th> <th rowspan="2">神戸赤十字病院</th> </tr> <tr> <th>病院機能</th> <th>病院以外の機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平時</td> <td>1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる病院前医療</td> <td>1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</td> <td>1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受け入れ 3 2次救急医療の提供</td> </tr> <tr> <td>災害時</td> <td>1 被災地からの重症患者等の受け入れ 2 30床から60床に増床 3 救護班等の派遣</td> <td>保健医療調整本部の補助・強化機能 兵庫県DMAT調整本部等の設置 災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受け入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請</td> <td>1 被災地からの患者の受け入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣</td> </tr> </tbody> </table>		兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院	病院機能	病院以外の機能	平時	1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる病院前医療	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受け入れ 3 2次救急医療の提供	災害時	1 被災地からの重症患者等の受け入れ 2 30床から60床に増床 3 救護班等の派遣	保健医療調整本部の補助・強化機能 兵庫県DMAT調整本部等の設置 災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受け入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請	1 被災地からの患者の受け入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣
		兵庫県災害医療センター			神戸赤十字病院																								
	病院機能	病院以外の機能																											
平時	1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる病院前医療	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受け入れ 3 2次救急医療の提供																										
災害時	1 被災地からの重症患者等の受け入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣	災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受け入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請	1 被災地からの患者の受け入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣																										
	兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院																										
	病院機能	病院以外の機能																											
平時	1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる病院前医療	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受け入れ 3 2次救急医療の提供																										
災害時	1 被災地からの重症患者等の受け入れ 2 30床から60床に増床 3 救護班等の派遣	保健医療調整本部の補助・強化機能 兵庫県DMAT調整本部等の設置 災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受け入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請	1 被災地からの患者の受け入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣																										

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>7～13 (略)</p> <p>14 実習船の活用</p> <p>(1) 県は、県立香住高等学校が保有する実習船「<u>但州丸</u>」を活用し、災害時における物資の搬送及び水の提供、患者や医療従事者の搬送、医療行為（人工透析等）の提供等について、医師会・医療関係機関等と連携し、訓練等を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>15 (略)</p>	<p>7～13 (略)</p> <p>14 実習船の活用</p> <p>(1) 県は、県立香住高等学校が保有する実習船を活用し、災害時における物資の搬送及び水の提供、患者や医療従事者の搬送、医療行為（人工透析等）の提供等について、医師会・医療関係機関等と連携し、訓練等を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>15 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)、道路輸送機関</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 重要物流道路等における道路啓開等の支援</p> <p><u>国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行うこととする。</u></p> <p>7 その他</p> <p>(略)</p> <p>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、<u>県危機管理部、県農林水産部、県土木部、県警察本部、市町、日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)、道路輸送機関</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p>6 その他</p> <p>(略)</p> <p>7 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部感染症等対策室、県教育委員会、市町</u>]</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 避難所等の指定 (2) 指定避難所 ①～③ (略) ④ 留意事項 (略) ・指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>[新 設]</p> <p>5 (略) 6 施設、設備の整備 (1) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 [実施機関：<u>県危機管理部、県保健医療部、県教育委員会、市町</u>]</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 避難所等の指定 (2) 指定避難所 ①～③ (略) ④ 留意事項 (略) ・指定避難所は、<u>一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。</u>指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。 ・<u>自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、コロナ禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。</u></p> <p>5 (略) 6 施設、設備の整備 (1) (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）計画的な整備の推進を図ることとする。</p> <p>(3) 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。</p>	<p>(2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、<u>非常用発電機等</u>）計画的な整備の推進を図ることとする。</p> <p>(3) 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p>
<p>7～10 （略）</p>	<p>7～10 （略）</p>
<p>11 避難指示等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成</p> <p>県は、市町の適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するため、市町がマニュアルを作成する際の手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを作成するとともに、市町から求めがあった場合には避難指示の対象地域、判断時期等について助言することとする。</p> <p>市町は、避難指示等を行う際に、<u>国又は県</u>に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。</p>	<p>11 避難指示等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成</p> <p>県は、市町の適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するため、市町がマニュアルを作成する際の手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを作成するとともに、市町から求めがあった場合には避難指示の対象地域、判断時期等について助言することとする。</p> <p>市町は、避難指示等を行う際に、<u>国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家</u>に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。</p>
<p>12 （略）</p>	<p>12 （略）</p>
<p>13 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定箇所</p> <p>(2) 指定避難所の指定箇所</p> <p>(3) 管理・運営体制の整備</p> <p>(4) 設備・備蓄等の整備</p> <p>(5) 運営組織の育成</p> <p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p><u>(6) その他必要な事項</u></p>	<p>13 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定箇所</p> <p>(2) 指定避難所の指定箇所</p> <p>(3) 管理・運営体制の整備</p> <p>(4) 設備・備蓄等の整備</p> <p>(5) 運営組織の育成</p> <p><u>(6) 地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受入れる地域がある市町にあっては、適切な受け入れ体制の整備</u></p> <p><u>(7) その他必要な事項</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第12節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県県土整備部土木局、市町、企業</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 普及啓発</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 県は、企業の帰宅困難者対策を推進するため、従業員の帰宅抑制を想定した事業継続計画（BCP）の作成や訓練等の取組を支援することとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第12節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、県土木部、市町、企業</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 普及啓発</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>〔 削 除 〕</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第13節 備蓄体制等の整備</p> <p>〔実施機関：<u>農林水産省農産局、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県企業庁、市町、水道事業者</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 食料</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 品目</p> <p>品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第13節 備蓄体制等の整備</p> <p>〔実施機関：<u>農林水産省農産局、県危機管理部、県産業労働部、県農林水産部、県企業庁、市町、水道事業者</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 食料</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 品目</p> <p>品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮することとする。</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>ア 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食 イ 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食</p> <p>ウ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品 なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。</p> <p>(2) (略) 3～8 (略)</p>	<p>ア 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食 イ <u>即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水</u></p> <p>ウ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品 なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。</p> <p>(2) (略) 3～8 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第14節 家屋被害認定士制度等の整備 第1款 家屋被害認定士制度の整備 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、市町〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第14節 家屋被害認定士制度等の整備 第1款 家屋被害認定士制度の整備 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、市町〕</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第14節 家屋被害認定士制度等の整備 第2款 被災建築物応急危険度判定制度の整備 〔実施機関：<u>県県土整備部住宅建築局</u>、市町〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第14節 家屋被害認定士制度等の整備 第2款 被災建築物応急危険度判定制度の整備 〔実施機関：<u>県まちづくり部</u>、市町〕</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第14節 家屋被害認定士制度等の整備 第3款 被災宅地危険度判定制度の整備 〔実施機関：<u>県県土整備部住宅建築局</u>、市町〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第14節 家屋被害認定士制度等の整備 第3款 被災宅地危険度判定制度の整備 〔実施機関：<u>県まちづくり部</u>、市町〕</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 廃棄物対策の充実 〔実施機関：<u>県農政環境部環境管理局、市町</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 廃棄物対策の充実 〔実施機関：<u>県環境部、市町</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第16節 災害時要援護者支援対策の充実 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部少子高齢局、健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部健康局、県産業労働部国際局、県県土整備部土木局、市町</u>〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 <u>平常時の地域包括ケアシステムの連携</u> 6～7 (略) 8 市町地域防災計画で定めるべき事項 (1)～(3) (略) (出 典)「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」 <u>「兵庫県災害時要援護者支援指針」</u> (4)～(11) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第16節 災害時要援護者支援対策の充実 〔実施機関：<u>県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部、県土木部、市町</u>〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 平常時の<u>医療・福祉サービス等との連携</u> 6～7 (略) 8 市町地域防災計画で定めるべき事項 (1)～(3) (略) (出 典)「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」 <u>〔削除〕</u> (4)～(11) (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 〔実施機関：<u>県企画県民部県民生活局、市町</u>〕 第1 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 〔実施機関：<u>県県民生活部、市町</u>〕 第1 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受入体制の整備</p> <p>県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努めることとする。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受入体制の整備</p> <p>県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、<u>避難所運営に関する訓練</u>、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努めることとする。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 津波災害対策の推進</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、神戸地方気象台、海上保安本部、<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県警察本部、消防本部、市町</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 津波災害対策の推進</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、神戸地方気象台、海上保安本部、<u>県危機管理部、県農林水産部、県土木部、県警察本部、消防本部、市町</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第19節 中山間地等における地震対策</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、市町</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第19節 中山間地等における地震対策</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、県土木部、市町</u>〕</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第20節 災害対策基金の積立・運用 〔実施機関：<u>企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第20節 災害対策基金の積立・運用 〔実施機関：<u>県危機管理部、県福祉部</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第21節 重要施設の防災対策 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、市町</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第21節 重要施設の防災対策 〔実施機関：<u>県危機管理部、市町</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県国土整備部土木局、県教育委員会、防災関係機関</u>〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～7 (略) 8 学校における防災教育 (1) 教育委員会の取り組み 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図る。 ① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。 ア～イ (略) ウ 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について エ (略) ② (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 〔実施機関：<u>県危機管理部、県土木部、県教育委員会、防災関係機関</u>〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～7 (略) 8 学校における防災教育 (1) 教育委員会の取り組み 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図る。 ① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。 ア～イ (略) ウ <u>地域や消防団員等</u>と連携した防災訓練の効果的実施方法について エ (略) ② (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(2)～(3) 9～11 (略)</p>	<p>(2)～(3) 9～11 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の育成 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の育成 〔実施機関：<u>県危機管理部、市町</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第3節 消防団の充実強化 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町</u>〕 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 充実強化対策 (1) 県の取り組み 県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。 ① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修への支援 〔新設〕 ②～⑧ (2) (略) 3 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第3節 消防団の充実強化 〔実施機関：<u>県危機管理部、市町</u>〕 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 充実強化対策 (1) 県の取り組み 県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。 ① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修への支援 ② <u>市町の消防団加入促進の取り組みへの支援</u> ③～⑨ (2) (略) 3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第4節 企業等の地域防災活動への参画促進</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第4節 企業等の地域防災活動への参画促進</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町、企業</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 企業等の平常時対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑩</p> <p>(2) 県、市町は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。</p> <p>また、<u>県は、災害時において事業の継続が図られるよう、企業の事業継続計画（BCP）作成にむけた支援を行うこととする。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>〔実施機関：<u>県危機管理部、市町、企業</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 企業等の平常時対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑩</p> <p>(2) 県、市町は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。</p> <p>また、<u>県は、県内企業等へ、質の高い事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、事業継続に係るマネジメント（BCM）の確立・実践を推進する。</u></p> <p>3～5 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第1款 地震防災緊急事業の推進</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、市町</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第1款 地震防災緊急事業の推進</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、市町</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第2款 防災対策事業の推進</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第2款 防災対策事業の推進</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>1～3 (略)</p> <p>4 都市の再整備の推進</p> <p>県、市町等は、密集市街地等の防災上危険な市街地の改善を図るため、公共空地等の設置、建物の不燃化等を推進する市街地再開発事業等の計画・実施に努めることとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>5～6 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 都市の再整備の推進</p> <p>県、市町等は、密集市街地等の防災上危険な市街地の改善を図るため、公共空地等の設置、建物の不燃化等を推進する市街地再開発事業等の計画・実施に努めることとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 老朽化マンション建替促進事業の推進（マンションの建替え等の円滑化に関する法律）</u></p> <p><u>県、市町は、老朽化マンション建替促進事業を推進することにより、管理不全等による外壁等の剥落などが生じるおそれのあるマンション（要除却認定マンションに限る）を減らし、都市環境の改善を図ることとする。</u></p> <p>5～6 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、市町</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、県土木部、県まちづくり部、市町</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県県土整備部住宅建築局、県教育委員会、海上保安本部、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 一般建築物耐震化の促進</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、県まちづくり部、県教育委員会、海上保安本部、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 一般建築物耐震化の促進</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(1) 民間建築物に対する補助</p> <p>① (略)</p> <p>② ひょうご住まいの耐震化促進事業 ア～ウ (略)</p> <p>エ 意識啓発補助 耐震化への意識啓発活動を充実させるため、市町が行う草の根的な意識啓発活動に要する費用の一部を補助する。 〔実施主体〕 市町 〔補助対象〕 出前講座、相談会、現地見学会の開催、耐震化イベント、ポスティングなど市町が行う草の根的な意識啓発活動に要する経費 〔補助金額〕 補助対象となる費用の4分の1以内（補助対象限度額：100万円／市町）</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～11 (略)</p>	<p>(1) 民間建築物に対する補助</p> <p>① (略)</p> <p>② ひょうご住まいの耐震化促進事業 ア～ウ (略)</p> <p>エ 意識啓発補助 耐震化への意識啓発活動を充実させるため、市町が行う草の根的な意識啓発活動に要する費用の一部を補助する。 〔実施主体〕 市町 〔補助対象〕 出前講座、相談会、現地見学会の開催、耐震化イベント、ポスティングなど市町が行う草の根的な意識啓発活動に要する経費 〔補助金額〕 補助対象となる費用の2分の1以内（補助対象限度額：22.4万円／市町）</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～11 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 砂防設備の整備</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、<u>県県土整備部土木局</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 砂防設備の整備</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、<u>県土木部</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第2款 地すべり防止施設の整備</p> <p>〔実施機関：<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第2款 地すべり防止施設の整備</p> <p>〔実施機関：<u>県農林水産部</u>、<u>県土木部</u>〕</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県(農政環境部)所管事業分</p> <p>① 農村環境室所管分</p> <p>② (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県(農林水産部)所管事業分</p> <p>① 農地整備課所管分</p> <p>② (略)</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備</p> <p>[実施機関：<u>県土整備部土木局</u>]</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備</p> <p>[実施機関：<u>県土木部</u>]</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第4款 治山施設の整備</p> <p>[実施機関：<u>近畿中国森林管理局、県農政環境部農林水産局、市町</u>]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 近畿中国森林管理局所管事業分</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第4款 治山施設の整備</p> <p>[実施機関：<u>近畿中国森林管理局、県農林水産部、市町</u>]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 近畿中国森林管理局所管事業分</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案														
<table border="1" data-bbox="197 256 1041 383"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地治山</td> <td>国有林における荒廃地の復旧</td> </tr> <tr> <td>防災対策総合治山</td> <td>国有林における予防治山施設による災害予防</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急治山</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 (略)</p>	事業名	事業内容	山地治山	国有林における荒廃地の復旧	防災対策総合治山	国有林における予防治山施設による災害予防	災害関連緊急治山		<table border="1" data-bbox="1182 256 2027 383"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地治山</td> <td>国有林における荒廃地の復旧、予防治山施設による災害予防</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急治山</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 (略)</p>	事業名	事業内容	山地治山	国有林における荒廃地の復旧、予防治山施設による災害予防	災害関連緊急治山	
事業名	事業内容														
山地治山	国有林における荒廃地の復旧														
防災対策総合治山	国有林における予防治山施設による災害予防														
災害関連緊急治山															
事業名	事業内容														
山地治山	国有林における荒廃地の復旧、予防治山施設による災害予防														
災害関連緊急治山															
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第5款 宅地造成等の規制</p> <p>〔実施機関：<u>県県土整備部住宅建築局、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 宅地造成工事規制区域等の指定</p> <p>県は、宅地造成に伴う災害が生じるおそれのある地域を再調査し、必要と認めるときは宅地造成工事規制区域の追加指定を行うこととする。また、造成された宅地の耐震性向上を図るため、造成宅地防災区域の指定に向けた調査を行うこととする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 宅地防災相談所の設置</p> <p>県は、宅地造成等規制法の周知を図るとともに、宅地造成工事規制区域内外における適正な宅地造成工事を指導し、また、既存宅地の保全についての県民の相談窓口を開設することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第5款 宅地造成等の規制</p> <p>〔実施機関：<u>県農林水産部、県環境部、県土木部、県まちづくり部、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 宅地造成工事規制区域等の指定</p> <p>県は、宅地造成に伴う災害が生じるおそれのある地域を再調査し、必要と認めるときは宅地造成工事規制区域の追加指定を行うこととする。また、造成された宅地の耐震性向上を図るため、造成宅地防災区域の指定に向けた調査を行うこととする。</p> <p><u>また、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。</u></p> <p><u>また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 宅地防災相談所の設置</p> <p>県は、宅地造成等規制法の周知を図るとともに、宅地造成工事規制区域内外における適正な宅地造成工事を指導し、また、既存宅地の保全についての県民の相談窓口を開設することとする。</p>														

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(1) 常設相談所 <u>県土整備部住宅建築局建築指導課</u>、各県民局（西播磨県民局を除く。）及び中播磨県民センターのまちづくり建築課</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>(1) 常設相談所 <u>県まちづくり部建築指導課</u>、各県民局（西播磨県民局を除く。）及び中播磨県民センターのまちづくり建築課</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第6款 災害危険区域対策の実施 [実施機関：<u>県土整備部住宅建築局</u>、市町]</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第6款 災害危険区域対策の実施 [実施機関：<u>県まちづくり部</u>、市町]</p>
<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第7款 地盤の液状化対策の実施 [実施機関：<u>県土整備部土木局</u>、<u>県土整備部住宅建築局</u>、<u>県企業庁</u>、市町]</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第7款 地盤の液状化対策の実施 [実施機関：<u>県土木部</u>、<u>県まちづくり部</u>、<u>県企業庁</u>、市町]</p>
<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第5節 河川、海岸、ため池施設の整備 [実施機関：<u>近畿地方整備局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県土整備部土木局</u>、市町]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 河川施設の整備 (1) 事業計画 ① <u>県（県土整備部）</u> 所管事業分</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第5節 河川、海岸、ため池施設の整備 [実施機関：<u>近畿地方整備局</u>、<u>県農林水産部</u>、<u>県土木部</u>、市町]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 河川施設の整備 (1) 事業計画 ① <u>県（土木部）</u> 所管事業分</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">事 業 名</th> <th style="width:75%;">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震・高潮対策河川事業</td> <td>千種川（築堤）、新川（水門整備）ほか 計7河川</td> </tr> </tbody> </table>	事 業 名	事 業 内 容	地震・高潮対策河川事業	千種川（築堤）、新川（水門整備）ほか 計7河川	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">事 業 名</th> <th style="width:75%;">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震・高潮対策河川事業</td> <td>本庄川（水門整備）</td> </tr> <tr> <td>大規模特定河川事業</td> <td>新川（防潮堤整備）</td> </tr> </tbody> </table>	事 業 名	事 業 内 容	地震・高潮対策河川事業	本庄川（水門整備）	大規模特定河川事業	新川（防潮堤整備）																
事 業 名	事 業 内 容																										
地震・高潮対策河川事業	千種川（築堤）、新川（水門整備）ほか 計7河川																										
事 業 名	事 業 内 容																										
地震・高潮対策河川事業	本庄川（水門整備）																										
大規模特定河川事業	新川（防潮堤整備）																										
<p>2 海岸施設の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>① 県（<u>県土整備部</u>）所管事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">事 業 名</th> <th style="width:75%;">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計3海岸</td> </tr> <tr> <td>大規模海岸保全施設改良事業</td> <td>姫路港海岸（大江島排水機場更新）、湊港海岸（湊排水機場更新） 計2海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強）他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（沈下対策））、香住海岸（陸閘（改良）） 計2海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 県（<u>農政環境部</u>）所管事業分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">事 業 名</th> <th style="width:75%;">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸閘改良他） 妻鹿漁港海岸、家島漁港海岸（排水機場他）</td> </tr> </tbody> </table>	事 業 名	事 業 内 容	高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計3海岸	大規模海岸保全施設改良事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、湊港海岸（湊排水機場更新） 計2海岸	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強）他 計4海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（沈下対策））、香住海岸（陸閘（改良）） 計2海岸	事 業 名	事 業 内 容	(漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸閘改良他） 妻鹿漁港海岸、家島漁港海岸（排水機場他）	<p>2 海岸施設の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>① 県（<u>土木部</u>）所管事業分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">事 業 名</th> <th style="width:75%;">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計5海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸メンテナンス事業</td> <td>姫路港海岸（大江島排水機場更新）、湊港海岸（湊排水機場更新） 淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強）他 計8海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>阿万港海岸（陸閘新設・自動化）他 計2海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 県（<u>農林水産部</u>）所管事業分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">事 業 名</th> <th style="width:75%;">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(水産漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸閘改良他） 妻鹿漁港海岸、家島漁港海岸（排水機場他）</td> </tr> </tbody> </table>	事 業 名	事 業 内 容	高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計5海岸	海岸メンテナンス事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、湊港海岸（湊排水機場更新） 淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強）他 計8海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	阿万港海岸（陸閘新設・自動化）他 計2海岸	事 業 名	事 業 内 容	(水産漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸閘改良他） 妻鹿漁港海岸、家島漁港海岸（排水機場他）
事 業 名	事 業 内 容																										
高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計3海岸																										
大規模海岸保全施設改良事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、湊港海岸（湊排水機場更新） 計2海岸																										
海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強）他 計4海岸																										
津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（沈下対策））、香住海岸（陸閘（改良）） 計2海岸																										
事 業 名	事 業 内 容																										
(漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸閘改良他） 妻鹿漁港海岸、家島漁港海岸（排水機場他）																										
事 業 名	事 業 内 容																										
高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計5海岸																										
海岸メンテナンス事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、湊港海岸（湊排水機場更新） 淡路海岸（護岸補強）、東播磨港海岸（護岸補強）他 計8海岸																										
津波・高潮危機管理対策緊急事業	阿万港海岸（陸閘新設・自動化）他 計2海岸																										
事 業 名	事 業 内 容																										
(水産漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸閘改良他） 妻鹿漁港海岸、家島漁港海岸（排水機場他）																										
<p>3 ため池施設の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>県（<u>農政環境部</u>）所管事業分</p> <p>県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池として選定し、「<u>第2次ため池整備5箇年計画</u>」（平成31年2月策定）に基づき、決壊した場合に影響度が大きい<u>ため池のうち特に改修が必要なため池の整備、及び利用実態・管理実態のないため池の廃止を計画的かつ着実に進める。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>3 ため池施設の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>県（<u>農林水産部</u>）所管事業分</p> <p>県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池として選定し、「<u>兵庫県ため池防災工事等推進計画</u>」（令和3年3月策定）に基づき、決壊リスクや想定される被害規模等から優先的に改修・廃止工事を進める。</p> <p>(2) (略)</p>																										
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>																										

地震災害対策計画

現 行	修 正 案										
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、<u>県土整備部土木局</u>、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1) 県 (<u>県土整備部</u>) 所管事業分</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 西日本高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="210 837 878 960"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国機軸自動車道姫路鳥取線</td> <td>区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km</td> </tr> <tr> <td>神戸西バイパス</td> <td>区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9km</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3 落石防止</p> <p>(1) 県 (<u>県土整備部</u>) 所管事業分</p> <p>4 落橋防止</p> <p>(1) 県 (<u>県土整備部</u>) 所管事業分</p> <p>5～6 (略)</p>	事業名	事業内容	中国機軸自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km	神戸西バイパス	区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9km	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、<u>県土木部</u>、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1) 県 (<u>土木部</u>) 所管事業分</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 西日本高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1153 853 2087 960"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸西バイパス</td> <td>区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9km</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3 落石防止</p> <p>(1) 県 (<u>土木部</u>) 所管事業分</p> <p>4 落橋防止</p> <p>(1) 県 (<u>土木部</u>) 所管事業分</p> <p>5～6 (略)</p>	事業名	事業内容	神戸西バイパス	区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9km
事業名	事業内容										
中国機軸自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km										
神戸西バイパス	区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9km										
事業名	事業内容										
神戸西バイパス	区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9km										
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第2款 港湾施設の整備</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第2款 港湾施設の整備</p>										

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																								
<p>[実施機関：近畿地方整備局、<u>県土整備部土木局</u>、市町]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 防災拠点として活用する港湾施設の整備</p> <p>(1) 耐震強化岸壁等の整備</p> <p>県 (<u>県土整備部</u>) 所管事業分整備済施設</p> <p>図 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>[実施機関：近畿地方整備局、<u>県土木部</u>、市町]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 防災拠点として活用する港湾施設の整備</p> <p>(1) 耐震強化岸壁等の整備</p> <p>県 (<u>土木部</u>) 所管事業分整備済施設</p> <p>図 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>																								
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第3款 漁港施設の整備</p> <p>[実施機関：<u>県農政環境部農林水産局</u>、市町]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県 (<u>農政環境部</u>) 所管事業分</p> <p>漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 40%;">事業名</th> <th style="width: 10%;">(1地区)</th> <th style="width: 40%;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3</td> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">外かく施設、係留施設、水域施設</td> </tr> <tr> <td>水産物供給基盤機能保全事業</td> <td>(6地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	年度	事業名	(1地区)	事業内容	3	水産生産基盤整備事業	(1地区)	外かく施設、係留施設、水域施設	水産物供給基盤機能保全事業	(6地区)	漁港施設機能強化事業	(2地区)	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第3款 漁港施設の整備</p> <p>[実施機関：<u>県農林水産部</u>、市町]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県 (<u>農林水産部</u>) 所管事業分</p> <p>漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 40%;">事業名</th> <th style="width: 10%;">(1地区)</th> <th style="width: 40%;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">4</td> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">外かく施設、係留施設、水域施設</td> </tr> <tr> <td>水産物供給基盤機能保全事業</td> <td>(7地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	年度	事業名	(1地区)	事業内容	4	水産生産基盤整備事業	(1地区)	外かく施設、係留施設、水域施設	水産物供給基盤機能保全事業	(7地区)	漁港施設機能強化事業	(2地区)
年度	事業名	(1地区)	事業内容																						
3	水産生産基盤整備事業	(1地区)	外かく施設、係留施設、水域施設																						
	水産物供給基盤機能保全事業	(6地区)																							
	漁港施設機能強化事業	(2地区)																							
年度	事業名	(1地区)	事業内容																						
4	水産生産基盤整備事業	(1地区)	外かく施設、係留施設、水域施設																						
	水産物供給基盤機能保全事業	(7地区)																							
	漁港施設機能強化事業	(2地区)																							
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第5款 空港・ヘリポート対策の実施</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第5款 空港・ヘリポート対策の実施</p>																								

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																				
<p>(2) 防災システムの強化</p> <p>① 地震計の設置</p> <p>ア 地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、<u>製造所、地区事業本部、供給所、支社、高圧ガスステーション</u>に地震計を設置することとする。</p> <p>イ 地震計 <u>258</u> 箇所を設置するとともに、地震計の情報を無線通信により本社に集約し適切な対応に役立てることとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>○ 地域防災事業所組織図</p> <p style="text-align: right;">(令和3年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>充填所</th> <th>LPガススタンド</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加 印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td style="text-align: center;"><u>8</u></td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>淡 路</td> <td>淡路全域</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(4) (略)</p>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			充填所	LPガススタンド	容器検査所	加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	<u>8</u>	3	<u>3</u>	淡 路	淡路全域	8	<u>6</u>	<u>2</u>	<p>(2) 防災システムの強化</p> <p>① 地震計の設置</p> <p>ア 地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、<u>製造所、供給所等</u>に地震計を設置することとする。</p> <p>イ 地震計 <u>3,300</u> 箇所を設置するとともに、地震計の情報を無線通信により本社に集約し適切な対応に役立てることとする。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>○ 地域防災事業所組織図</p> <p style="text-align: right;">(令和4年6月20日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>充填所</th> <th>LPガススタンド</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加 印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>淡 路</td> <td>淡路全域</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(4) (略)</p>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			充填所	LPガススタンド	容器検査所	加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	<u>6</u>	3	<u>2</u>	淡 路	淡路全域	8	<u>5</u>	<u>1</u>
ブロック			地 域	防災事業所の種別・数																																	
	充填所	LPガススタンド		容器検査所																																	
加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	<u>8</u>	3	<u>3</u>																																	
淡 路	淡路全域	8	<u>6</u>	<u>2</u>																																	
ブロック	地 域	防災事業所の種別・数																																			
		充填所	LPガススタンド	容器検査所																																	
加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	<u>6</u>	3	<u>2</u>																																	
淡 路	淡路全域	8	<u>5</u>	<u>1</u>																																	
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>[実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県農政環境部、県県土整備部土木局、市町、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)</u>]</p> <p>第1 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>[実施機関：<u>県危機管理部、県農林水産部、県土木部、市町、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u></u>]</p> <p>第1 (略)</p>																																				

現 行	修 正 案
<p>第2 内容 1～3 (略) 〔新設〕</p>	<p>第2 内容 1～3 (略) 4 楽天モバイル株の取組</p> <p>(1) 関係機関との連絡調整</p> <p><u>災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。</u></p> <p>① 本社における対応</p> <p>ア <u>総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</u></p> <p>イ <u>災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。</u></p> <p>ウ <u>円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。</u></p> <p>② 地域における対応</p> <p>ア <u>当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</u></p> <p>イ <u>平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。</u></p> <p>(2) 通信設備等の高信頼化</p> <p><u>電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。</u></p> <p>(3) 重要通信の確保</p> <p><u>災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。</u></p> <p>(4) 災害対策用機器および車両等の配備</p> <p><u>災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
	<p><u>を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。</u></p> <p>(5) <u>防災に関する教育、訓練</u></p> <p><u>災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。</u></p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第5款 下水道施設の整備等</p> <p>〔実施機関：<u>県土整備部土木局</u>、下水道施設管理者〕</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第5款 下水道施設の整備等</p> <p>〔実施機関：<u>県土木部</u>、下水道施設管理者〕</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第7款 共同溝等の整備</p> <p>〔実施機関：<u>近畿地方整備局</u>、<u>県土整備部土木局</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第7款 共同溝等の整備</p> <p>〔実施機関：<u>近畿地方整備局</u>、<u>県土木部</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第8節 地下街の防災体制の整備</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県土整備部まちづくり局</u>、<u>県警察本部</u>、<u>消防本部</u>、<u>関西電力(株)</u>、<u>関西電力送配電(株)</u>、<u>大阪ガス(株)</u>、<u>地下街等関係者</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第8節 地下街の防災体制の整備</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県まちづくり部</u>、<u>県警察本部</u>、<u>消防本部</u>、<u>関西電力(株)</u>、<u>関西電力送配電(株)</u>、<u>大阪ガスネットワーク(株)</u>、<u>地下街等関係者</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画</p>	<p>第2編 災害予防計画</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第9節 危険物施設等の予防対策の実施 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、消防本部、市町、危険物取扱関係事業者、高圧ガス関係事業者、火薬類関係事業者、毒物・劇物取扱事業者</u>〕</p>	<p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第9節 危険物施設等の予防対策の実施 〔実施機関：<u>県危機管理部、県保健医療部、消防本部、市町、危険物取扱関係事業者、高圧ガス関係事業者、火薬類関係事業者、毒物・劇物取扱事業者</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制等の強化 第1節 地震観測体制の整備 〔実施機関：神戸地方気象台、<u>県企画県民部災害対策局、県国土整備部土木局、西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県内の地震動の観測施設</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業者が行う観測</p> <p>鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。</p> <p>県内の設置数 神戸電鉄 <u>3</u> 大阪ガス <u>約260 (大阪ガスHPより)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制等の強化 第1節 地震観測体制の整備 〔実施機関：神戸地方気象台、<u>県危機管理部、県土木部、西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、<u>大阪ガスネットワーク(株)</u>、西日本電信電話(株)</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県内の地震動の観測施設</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業者が行う観測</p> <p>鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。</p> <p>県内の設置数 神戸電鉄 <u>4</u> 大阪ガス・<u>大阪ガスネットワーク</u> <u>約3,300 (全供給エリア内)</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制等の強化 第2節 地震に関する調査研究の推進 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、防災関係機関</u>〕</p> <p>第1 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制等の強化 第2節 地震に関する調査研究の推進 〔実施機関：<u>県危機管理部、防災関係機関</u>〕</p> <p>第1 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2 内容 1～2 (略) 3 防災関係機関における調査研究 (1)～(2) (略) (3) <u>国連国際防災戦略 (UNISDR) 兵庫事務所</u> 災害予防に関する国際戦略の策定・普及を担う国連機関で、2005年1月の第2回国連防災世界会議において世界的な防災指針として採択された「兵庫行動枠組」の実施を推進している。 平成19年10月 神戸東部新都心に開設(「人と防災未来センター東館」内)。 (4)～(8) (略)</p>	<p>第2 内容 1～2 (略) 3 防災関係機関における調査研究 (1)～(2) (略) (3) <u>国連防災機関 (UNDRR) 駐日事務所</u> 災害予防に関する国際戦略の策定・普及を担う国連機関で、2005年1月の第2回国連防災世界会議において世界的な防災指針として採択された「兵庫行動枠組」及びその後継枠組みとして2015年3月の第3回国連防災世界会議において採択された「<u>仙台防災枠組 2015-2030</u>」の実施を推進している。 平成19年10月 神戸東部新都心に開設(「人と防災未来センター東館」内)。 (4)～(8) (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第1節 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第1節 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第2節 震災の経験と教訓についての評価・検証成果の発信 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>〕 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 内外への情報発信と継承 (1)～(3) (略) (4) 阪神・淡路大震災教訓冊子「伝える」(平成27年度改訂)の活用</p>	<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第2節 震災の経験と教訓についての評価・検証成果の発信 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>〕 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 内外への情報発信と継承 (1)～(3) (略) (4) 阪神・淡路大震災教訓冊子「伝える」(平成27年度改訂)、<u>災害対応の実践的な手引書「活かす」(令和3年度刊行)</u>の活用</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(5)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(5)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第3節 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターの運営</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第3節 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターの運営</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部</u>〕</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第4節 国際防災・人道支援拠点の形成</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、国際防災関係機関</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 国際防災・人道支援拠点の形成</p> <p>人と防災未来センターをはじめ、神戸東部新都心に立地集積している国際防災関係機関が、相互に有機的な連携を図り、防災、保健、医療、環境等に関する協働事業を推進することにより、それぞれの機関がその機能をより発揮し、国際的防災・人道支援拠点の形成を推進することとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1) 設立日 平成14年10月10日</p> <p>(2) 事務局 人と防災未来センター</p> <p>(3) 構成機関 (19機関)</p> <p>アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)、アジア防災センター(ADRC)、神戸地方気象台、国際エメックスセンター、国際協力機構(JICA)兵庫国際センター、国際防災復興協力機構(IRP)、国際連合人道問題調整事務所(OCHA)神戸、国連防災機関(UNDRR)駐日兵庫事務所、世界保健機構(WHO)健康開発総合研究センター(神戸センター)、地球環境戦略研究機構(IGES)関西研究センター、日本赤十字社兵庫支部、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター(DRI)、兵庫県こころのケアセンター、ひょうご震災記念21世紀研究機構、兵庫県災害医療センター、防災科学技術研究所兵庫耐震工学研究センター(E-ディフェンス)、兵庫県立大学防災教育センター、神戸赤十字病院、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科</p> </div>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第4節 国際防災・人道支援拠点の形成</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、国際防災関係機関</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 国際防災・人道支援拠点の形成</p> <p>人と防災未来センターをはじめ、神戸東部新都心に立地集積している国際防災関係機関が、相互に有機的な連携を図り、防災、保健、医療、環境等に関する協働事業を推進することにより、それぞれの機関がその機能をより発揮し、国際的防災・人道支援拠点の形成を推進することとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1) 設立日 平成14年10月10日</p> <p>(2) 事務局 人と防災未来センター</p> <p>(3) 構成機関 (19機関)</p> <p>アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)、アジア防災センター(ADRC)、神戸地方気象台、国際エメックスセンター、国際協力機構(JICA)関西センター、国際防災復興協力機構(IRP)、国際連合人道問題調整事務所(OCHA)神戸、国連防災機関(UNDRR)駐日事務所、世界保健機構(WHO)健康開発総合研究センター(神戸センター)、地球環境戦略研究機構(IGES)関西研究センター、日本赤十字社兵庫支部、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター(DRI)、兵庫県こころのケアセンター、ひょうご震災記念21世紀研究機構、兵庫県災害医療センター、防災科学技術研究所兵庫耐震工学研究センター(E-ディフェンス)、兵庫県立大学防災教育センター、神戸赤十字病院、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科</p> </div>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
2 (略)	2 (略)
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第5節 住宅再建共済制度の推進</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(兵庫県住宅再建共済制度の概要)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共済制度の概要</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第5節 住宅再建共済制度の推進</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(兵庫県住宅再建共済制度の概要)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共済制度の概要</p>

現 行					修 正 案																																																																																						
<p>(兵庫県住宅再建共済制度の概要)</p> <p>1 制度の実施</p> <p>(1) 県は、条例の規定に基づき、兵庫県住宅再建共済制度（以下、「共済制度」という。）を実施する。</p> <p>(2) 共済制度の運営を、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に委託する。</p> <p>2 共済制度の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅再建共済制度</th> <th>マンション共用部分再建共済制度</th> <th>家財再建共済制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用開始</td> <td>平成17年9月</td> <td>平成19年10月</td> <td>平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>対 象</td> <td>全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)</td> <td>マンションの共用部分(1棟単位)</td> <td>住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅ご対する家財につき1加入)</td> </tr> <tr> <td>加 入 者</td> <td>住宅の所有者</td> <td>マンションの管理者等</td> <td>住宅に居住する者(住宅の所有の有無を問わない。)</td> </tr> <tr> <td>対 象 災 害</td> <td colspan="3">暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害</td> </tr> <tr> <td>共済負担金</td> <td>1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))</td> <td>年額2,400円×住戸数(加入初年度は月額200円×月数×住戸数)</td> <td>1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))</td> </tr> <tr> <td>準半壊特約</td> <td>上記負担金に追加して年額500円負担。(加入初年度は月額50円(上限500円))</td> <td>上記負担金に追加して年額250円×住戸数。(加入初年度は(月額25円×月数)(上限250円)×住戸数)</td> <td>※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">複数年一括支払割引</td> <td>3年(一部損壊特約)</td> <td>1戸につき1,000円(1戸につき100円)</td> <td>500円×住戸数(50円×住戸数)</td> <td>1戸につき300円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、200円</td> </tr> <tr> <td>5年(一部損壊特約)</td> <td>1戸につき2,000円(1戸につき200円)</td> <td>1,000円×住戸数(100円×住戸数)</td> <td>1戸につき600円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、400円</td> </tr> <tr> <td>10年(一部損壊特約)</td> <td>1戸につき5,000円(1戸につき500円)</td> <td>2,500円×住戸数(250円×住戸数)</td> <td>1戸につき1,500円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、1,000円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度	運用開始	平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月	対 象	全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分(1棟単位)	住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅ご対する家財につき1加入)	加 入 者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者(住宅の所有の有無を問わない。)	対 象 災 害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害			共済負担金	1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))	年額2,400円×住戸数(加入初年度は月額200円×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))	準半壊特約	上記負担金に追加して年額500円負担。(加入初年度は月額50円(上限500円))	上記負担金に追加して年額250円×住戸数。(加入初年度は(月額25円×月数)(上限250円)×住戸数)	※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))	複数年一括支払割引	3年(一部損壊特約)	1戸につき1,000円(1戸につき100円)	500円×住戸数(50円×住戸数)	1戸につき300円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、200円	5年(一部損壊特約)	1戸につき2,000円(1戸につき200円)	1,000円×住戸数(100円×住戸数)	1戸につき600円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、400円	10年(一部損壊特約)	1戸につき5,000円(1戸につき500円)	2,500円×住戸数(250円×住戸数)	1戸につき1,500円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、1,000円	<p>(兵庫県住宅再建共済制度の概要)</p> <p>1 制度の実施</p> <p>(1) 県は、条例の規定に基づき、兵庫県住宅再建共済制度（以下、「共済制度」という。）を実施する。</p> <p>(2) 共済制度の運営を、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に委託する。</p> <p>2 共済制度の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅再建共済制度</th> <th>マンション共用部分再建共済制度</th> <th>家財再建共済制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用開始</td> <td>平成17年9月</td> <td>平成19年10月</td> <td>平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>対 象</td> <td>全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)</td> <td>マンションの共用部分(1棟単位)</td> <td>住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅ご対する家財につき1加入)</td> </tr> <tr> <td>加 入 者</td> <td>住宅の所有者</td> <td>マンションの管理者等</td> <td>住宅に居住する者(住宅の所有の有無を問わない。)</td> </tr> <tr> <td>対 象 災 害</td> <td colspan="3">暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害</td> </tr> <tr> <td>共済負担金</td> <td>1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))</td> <td>年額2,400円×住戸数(加入初年度は月額200円×月数×住戸数)</td> <td>1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))</td> </tr> <tr> <td>準半壊特約</td> <td>上記負担金に追加して年額500円負担。(加入初年度は月額50円(上限500円))</td> <td>上記負担金に追加して年額250円×住戸数。(加入初年度は(月額25円×月数)(上限250円)×住戸数)</td> <td>※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">複数年一括支払割引</td> <td>3年(一部損壊特約)</td> <td>1戸につき1,000円(1戸につき100円)</td> <td>500円×住戸数(50円×住戸数)</td> <td>1戸につき300円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、200円</td> </tr> <tr> <td>5年(一部損壊特約)</td> <td>1戸につき2,000円(1戸につき200円)</td> <td>1,000円×住戸数(100円×住戸数)</td> <td>1戸につき600円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、400円</td> </tr> <tr> <td>10年(一部損壊特約)</td> <td>1戸につき5,000円(1戸につき500円)</td> <td>2,500円×住戸数(250円×住戸数)</td> <td>1戸につき1,500円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、1,000円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度	運用開始	平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月	対 象	全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分(1棟単位)	住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅ご対する家財につき1加入)	加 入 者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者(住宅の所有の有無を問わない。)	対 象 災 害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害			共済負担金	1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))	年額2,400円×住戸数(加入初年度は月額200円×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))	準半壊特約	上記負担金に追加して年額500円負担。(加入初年度は月額50円(上限500円))	上記負担金に追加して年額250円×住戸数。(加入初年度は(月額25円×月数)(上限250円)×住戸数)	※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))	複数年一括支払割引	3年(一部損壊特約)	1戸につき1,000円(1戸につき100円)	500円×住戸数(50円×住戸数)	1戸につき300円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、200円	5年(一部損壊特約)	1戸につき2,000円(1戸につき200円)	1,000円×住戸数(100円×住戸数)	1戸につき600円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、400円	10年(一部損壊特約)	1戸につき5,000円(1戸につき500円)	2,500円×住戸数(250円×住戸数)	1戸につき1,500円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、1,000円
区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度																																																																																								
運用開始	平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月																																																																																								
対 象	全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分(1棟単位)	住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅ご対する家財につき1加入)																																																																																								
加 入 者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者(住宅の所有の有無を問わない。)																																																																																								
対 象 災 害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害																																																																																										
共済負担金	1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))	年額2,400円×住戸数(加入初年度は月額200円×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))																																																																																								
準半壊特約	上記負担金に追加して年額500円負担。(加入初年度は月額50円(上限500円))	上記負担金に追加して年額250円×住戸数。(加入初年度は(月額25円×月数)(上限250円)×住戸数)	※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))																																																																																								
複数年一括支払割引	3年(一部損壊特約)	1戸につき1,000円(1戸につき100円)	500円×住戸数(50円×住戸数)	1戸につき300円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、200円																																																																																							
	5年(一部損壊特約)	1戸につき2,000円(1戸につき200円)	1,000円×住戸数(100円×住戸数)	1戸につき600円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、400円																																																																																							
	10年(一部損壊特約)	1戸につき5,000円(1戸につき500円)	2,500円×住戸数(250円×住戸数)	1戸につき1,500円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、1,000円																																																																																							
区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度																																																																																								
運用開始	平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月																																																																																								
対 象	全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分(1棟単位)	住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅ご対する家財につき1加入)																																																																																								
加 入 者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者(住宅の所有の有無を問わない。)																																																																																								
対 象 災 害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害																																																																																										
共済負担金	1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))	年額2,400円×住戸数(加入初年度は月額200円×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))																																																																																								
準半壊特約	上記負担金に追加して年額500円負担。(加入初年度は月額50円(上限500円))	上記負担金に追加して年額250円×住戸数。(加入初年度は(月額25円×月数)(上限250円)×住戸数)	※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))																																																																																								
複数年一括支払割引	3年(一部損壊特約)	1戸につき1,000円(1戸につき100円)	500円×住戸数(50円×住戸数)	1戸につき300円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、200円																																																																																							
	5年(一部損壊特約)	1戸につき2,000円(1戸につき200円)	1,000円×住戸数(100円×住戸数)	1戸につき600円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、400円																																																																																							
	10年(一部損壊特約)	1戸につき5,000円(1戸につき500円)	2,500円×住戸数(250円×住戸数)	1戸につき1,500円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同加入を含む)は、1,000円																																																																																							

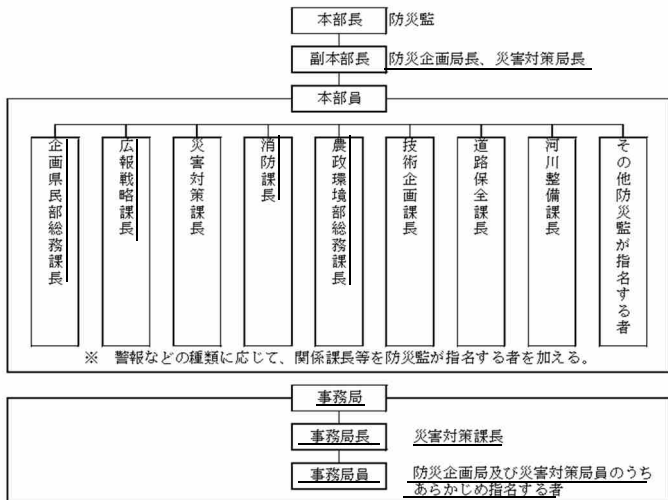
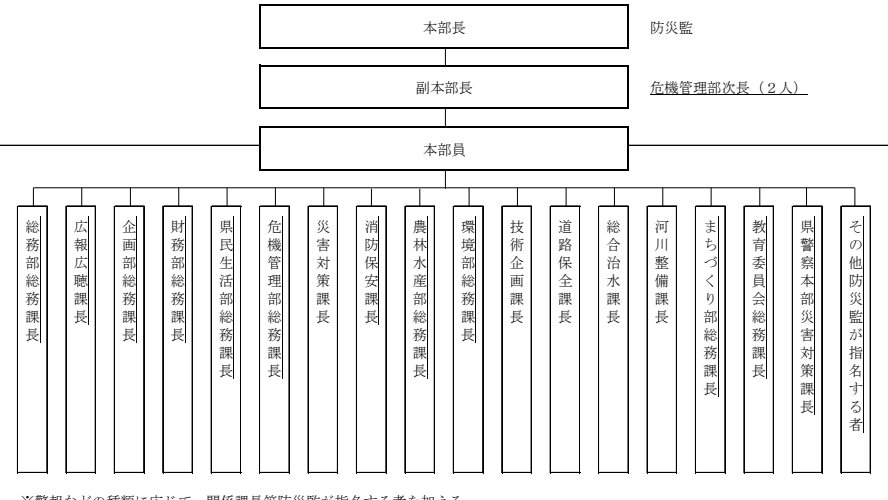
地震災害対策計画

現 行				修 正 案			
区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度	区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度
共済給付金	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 	共済給付金	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・<u>中規模半壊</u>・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○<u>中規模半壊</u>・半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・<u>中規模半壊</u>・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○<u>中規模半壊</u>・半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が<u>中規模半壊</u>・半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円
準半壊特約	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12.5万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12.5万円×加入住戸数 		準半壊特約	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12.5万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12.5万円×加入住戸数 	
<p>(注) 1 住宅再建共済制度</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。 (2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。 (7) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。 (i) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。 <p>2 マンション共用部分再建共済制度</p> <p>県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。</p> <p>3 家財再建共済制度</p> <p>賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。</p>				<p>(注) 1 住宅再建共済制度</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。 (2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。 (7) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。 (i) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。 <p>2 マンション共用部分再建共済制度</p> <p>県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。</p> <p>3 家財再建共済制度</p> <p>賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。</p>			

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 複合災害発生時の体制 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、合同会議の開催等により総合的な対応を図ることとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の対応を行うこととする。必要に応じて事務局を他部局に分散するなどの業務分散を図るとともに、要員・資機材の投入や応援要請について、防災監の下で総合的に調整を行うこととする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>別図 第1 災害対策本部組織図</p>	<p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 複合災害発生時の体制 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、合同会議の開催等により総合的な対応を図ることとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の対応を行うこととする。必要に応じて事務局を他部局に分散するなどの業務分散を図るとともに、要員・資機材の投入や応援要請について、防災監の下で総合的に調整を行うこととする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>別図 第1 災害対策本部組織図</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>別図 第3 警戒本部組織図</p>  <p>別図 第4 (略)</p>	<p>別図 第3 警戒本部組織図</p>  <p>別図 第4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 動員の実施 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、各期間〕 第1 (略) 第2 内容 1 県の動員体制 (1) 本庁の動員体制 ただし、県災害対策本部の各部のうち、公営企業部については公営企業管理者が、水防部については水防計画で、病院事業部においては病院事業管理者が、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 動員の実施 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、各期間〕 第1 (略) 第2 内容 1 県の動員体制 (1) 本庁の動員体制 ただし、県災害対策本部の各部のうち、公営企業部については公営企業管理者が、水防部については水防計画で、病院事業部においては病院事業管理者が、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>① (略)</p> <p>② 災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒本部長(防災監)、副本部長(防災企画局長・災害対策局長)、事務局長(災害対策課長)、警戒本部員、<u>防災企画局・災害対策局</u>その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>③ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策本部員、本部連絡員、<u>防災企画局・災害対策局</u>のあらかじめ定めた職員、業務要員、局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒本部長(防災監)、副本部長(<u>危機管理部次長2人</u>)、事務局長(災害対策課長)、警戒本部員、<u>危機管理部</u>その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>③ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策本部員、本部連絡員、<u>危機管理部</u>のあらかじめ定めた職員、業務要員、局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>〔実施機関：神戸地方気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県企画県民部災害対策局</u>、県警察本部、日本放送協会、西日本電信電話(株)〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報(大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く)</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>〔実施機関：神戸地方気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県危機管理部</u>、県警察本部、日本放送協会、西日本電信電話(株)〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報(大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く)</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 津波の監視</p> <p>気象庁は、地震発生後、速やかに津波警報等を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報等が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。</p> <p>そのため、市町は、担当責任者を定めるとともに、住民に対する伝達手段の確保に万全を期することとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 津波の監視</p> <p>気象庁は、地震発生後、速やかに津波警報等を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報等が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、<u>海辺から離れ、より高い安全な場所へ避難し</u>、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。</p> <p>そのため、市町は、担当責任者を定めるとともに、住民に対する伝達手段の確保に万全を期することとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 災害情報の収集・報告</p> <p>〔実施機関：神戸地方気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県企画県民部、県企画県民部管理局、県企画県民部県民生活局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、県産業労働部産業振興局、県産業労働部国際局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県農政環境部環境管理局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、県企業庁、県教育委員会、県警察本部、日本放送協会、西日本電信電話(株)</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 災害情報の収集・報告</p> <p>〔実施機関：神戸地方気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県総務部、県県民生活部、県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部、県農林水産部、県環境部、県土木部、県まちづくり部、県企業庁、県教育委員会、県警察本部、日本放送協会、西日本電信電話(株)</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>3 報告内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被害状況即報</p> <p>① 市町は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。</p> <p>県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市町は内容が重要と判断される</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p>	<p>3 報告内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被害状況即報</p> <p>① 市町は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。</p> <p>県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市町は内容が重要と判断される<u>情報を入手したときは、随時報告することとする。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p>

地震災害対策計画

現 行			修 正 案		
部	調査事項	調査（報告）系統	部	調査事項	調査（報告）系統
災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部	災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部
	各部署が把握した被害 の状況 ライフライン被害・ 復旧状況	事務局 ← 各部署総務課等 事務局 ← N T T 西日本 [電話] ← 各携帯電話事業者 [携帯電話] ← 関西電力、関西電力送配電 [電気] ← 大阪ガス [都市ガス] ← (一社)兵庫県LPガス協会 [LPガス] ← 健康福祉部生活衛生課 [水道] ← 産業労働部工業振興課 [工業用水道]	各部署が把握した被 害の状況 ライフライン被害・ 復旧状況	事務局 ← 各部署総務課等 事務局 ← N T T 西日本 [電話] ← 各携帯電話事業者 [携帯電話] ← 関西電力、関西電力送配電 [電気] ← 大阪ガス [都市ガス] ← (一社)兵庫県LPガス協会 [LPガス] ← 健康福祉部生活衛生課 [水道] ← 産業労働部地域産業立地課 [工業用水道]	
	人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	
	避難所開設状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	避難所開設状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	
	危険物施設等 被害状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 消防本部 (重大事案のみ)	危険物施設等 被害状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 消防本部 (重大事案のみ)	
	高圧ガス・ 火薬類被害状況	事務局 ← 各事業者	高圧ガス・ 火薬類被害状況	事務局 ← 各事業者	
各 部 共 通	公有財産の被害	各部総務課 ← 各部各課室 [それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産]	各 部 共 通	公有財産の被害	各部総務課 ← 各部各課室 [それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産]
企 画 県 民 部	ボランティア活動状況	総務課 ← 県民生活課 ← ロボットクラブ ← 市町社会福祉協議会 ← (兵庫県社会福祉協議会) ボランティアセンター	総 務 部	本庁舎、総合・ 集合庁舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ← 総合・集合庁舎
	本庁舎、総合・ 集合庁舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ← 総合・集合庁舎		私立学校の被害状況	総務課 ← 教育課 ← 私立学校
	私立学校の被害状況	総務課 ← 教育課 ← 私立学校		県立大学等の被害状況	総務課 ← 大学室 ← 県立大学 ← 芸術文化観光専門職大学
	県立大学等の被害状況	総務課 ← 大学室 ← 県立大学 ← 芸術文化観光専門職大学		県 民 生 活 部	ボランティア活動状況
健 康 福 祉 部	社会福祉施設等の 被害	社会福祉課 ← 地域福祉課 ← 健康福祉 ← 人権推進課 ← 事務所 (保健所) ← 市町 ← 高齢政策課 ← 県立施設 ← 障害福祉課 ← ユニバーサル推進課 ← こども政策課 ← 児童課	福 祉 部	社会福祉施設等の被害	総務課 (人権推進班) ← 市町
	火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所 (保健所) ← 市町、事務組合 ← 各保健所設置市		社会福祉施設等の 被害	総務課 ← 地域福祉課 ← 健康福祉 ← 高齢政策課 ← 事務所 (保健所) ← 市町 ← 障害福祉課 ← 県立施設 ← ユニバーサル推進課 ← こども政策課 ← 児童課
保 健 医 療 部	火葬施設の被害	総務課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所 (保健所) ← 市町、事務組合 ← 各保健所設置市	保 健 医 療 部	火葬施設の被害	総務課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所 (保健所) ← 市町、事務組合 ← 各保健所設置市

地震災害対策計画

現 行			修 正 案		
部	調査事項	調査（報告）系統	部	調査事項	調査（報告）系統
健康福祉部	医療施設・感染症施設の被害	<p>社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 感染症対策課 ← 兵庫県民間病院協会 地域医療 ← 兵庫県病院協会 国立病院等※ 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 保健福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関</p>	保健医療部	医療施設・感染症施設の被害	<p>総務課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 感染症対策課 ← 兵庫県民間病院協会 地域医療 ← 兵庫県病院協会 国立病院等※ 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 保健福祉事務所(保健所)市保健所 ← 各医療機関</p>
	水道施設の被害 復旧状況	<p>社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 企業庁 神戸市(水道事業者) 広域水道事業者等</p>		水道施設の被害 復旧状況	<p>総務課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 企業庁 神戸市(水道事業者) 広域水道事業者等</p>
産業労働部	産業・雇用関係被害状況	<p>産業政策課 ← 各事業者等(大企業被害) 労政福祉課 ← 公共職業安定所等(離職者等の状況) 経営商業課 ← 各事業者等(金融機関等被害) 県民局(商工労政担当課) ← 中小企業、商工会議所、商工会、中小企業組合被害 各商工会議所・商工会等 各事業者・関係団体等 地域金融室 ← 各事業者等(金融機関等被害) 工業振興課 ← 県民局(商工労政担当課) ← 下請企業、地場産業等被害 各事業者・関係団体等 産業立地室 ← 各事業者・関係団体等(産業団地被害) 国際経済課 ← 各事業者・関係団体等(貿易業被害) 観光企画課 ← 県民局(商工労政担当課) ← 各事業者・関係団体等</p>	産業労働部	産業・雇用関係被害状況	<p>総務課 ← 各事業者等(大企業被害) 労政福祉課 ← 公共職業安定所等(離職者等の状況) 地域経済課 ← 各事業者等(金融機関等被害) 県民局(商工労政担当課) ← 中小企業、商工会議所、商工会、中小企業組合被害 各商工会議所・商工会等 各事業者・関係団体等 地域産業立地課 ← 県民局(商工労政担当課) ← 下請企業、地場産業等被害 各事業者・関係団体等 国際課 ← 各事業者・関係団体等(貿易業被害) 観光振興課 ← 県民局(商工労政担当課) ← 各事業者・関係団体等</p>
		<p>総務課 ← 環境整備課 ← 各市町・事務組合</p>			<p>総務課 ← 農林(水産)振興事務所・但馬水産事務所 ← 市町</p>
農政環境部	廃棄物処理施設の被害	<p>総務課 ← 環境整備課 ← 各市町・事務組合</p>	農林水産部	農林水産業被害	<p>総務課 ← 農林(水産)振興事務所・但馬水産事務所 ← 市町</p>
	農地・農業用施設被害	<p>総務課 ← 農村環境室 ← 土地改良事務所等 ← 市町</p>		農地・農業用施設被害	<p>総務課 ← 農地整備課 ← 土地改良事務所等 ← 市町</p>
	漁港関係施設被害	<p>総務課 ← 漁港課 ← 農林水産振興事務所(県管理) ← 市町(市町管理)</p>		漁港関係施設被害	<p>総務課 ← 水産漁業課 ← 農林水産振興事務所(県管理) ← 市町(市町管理)</p>
	治山・林道施設被害	<p>総務課 ← 治山課 ← 農林(水産)振興事務所(管内県管理施設) ← 市町(市町管理施設)</p>		治山施設被害	<p>総務課 ← 治山課 ← 農林(水産)振興事務所(管内県管理施設) ← 市町(市町管理施設)</p>
	林道施設被害	<p>総務課 ← 林務課 ← 農林(水産)振興事務所(管内県管理施設) ← 市町(市町管理施設)</p>		林道施設被害	<p>総務課 ← 林務課 ← 農林(水産)振興事務所(管内県管理施設) ← 市町(市町管理施設)</p>
環境部	廃棄物処理施設の被害	<p>総務課 ← 環境整備課 ← 各市町・事務組合</p>	環境部	廃棄物処理施設の被害	<p>総務課 ← 環境整備課 ← 各市町・事務組合</p>

地震災害対策計画

現 行			修 正 案		
部	調査事項	調査（報告）系統	部	調査事項	調査（報告）系統
災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 各種支援要請	第3師団[陸上・航空] ← 事務局 ← 地方本部 ← 市町 第3特科隊[陸上] ← 事務局 ← 地方本部 ← 市町 阪神基地隊[海上] ← 事務局 ← 地方本部 ← 市町 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町	災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 各種支援要請	第3師団[陸上・航空] ← 事務局 ← 地方本部 ← 市町 第3特科隊[陸上] ← 事務局 ← 地方本部 ← 市町 阪神基地隊[海上] ← 事務局 ← 地方本部 ← 市町 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町
	隣接市町での 避難所の開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		隣接市町での 避難所の開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	陸上鉄道輸送の 要請	J R 西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 私鉄各社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		陸上鉄道輸送の 要請	J R 西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 私鉄各社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	海上輸送の 要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		海上輸送の 要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	航空輸送の 要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 関西エアポート㈱ ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 関西エアポート神戸㈱ ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 但馬空港ターミナル㈱ ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		航空輸送の 要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 関西エアポート㈱ ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 関西エアポート神戸㈱ ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 但馬空港ターミナル㈱ ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	陸上自動車輸送の あっせん	トラック協会 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 バス協会 ← 警察本部 近畿運輸局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		陸上自動車輸送の あっせん	トラック協会 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 バス協会 ← 警察本部 近畿運輸局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 国 (緊急災害対策本部) ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		物資のあっせん	関係団体 ← 地域産業支援課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 国 (緊急災害対策本部) ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	物資のあっせん (福祉関係機器)	関係団体 ← 障害福祉課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		物資のあっせん (福祉関係機器)	関係団体 ← 障害福祉課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	食料の調達・あっせん	農林水産省 農産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 農産局 ← 消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 協定業者 ← 消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		食料の調達・あっせん	農林水産省 農産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 農産局 ← 消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 協定業者 ← 消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	放送要請	NHK 神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ラジオ関西 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 兵庫エフエム放送 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 毎日放送 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日放送テレビ ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日放送ラジオ ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 関西テレビ放送 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 読売テレビ放送 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 大阪放送(ラジオ大阪) ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 FM802 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 (FM CO・CO・LO)		放送要請	NHK 神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ラジオ関西 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 兵庫エフエム放送 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 毎日放送 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日放送テレビ ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日放送ラジオ ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 関西テレビ放送 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 読売テレビ放送 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 大阪放送(ラジオ大阪) ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 FM802 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 (FM CO・CO・LO)
緊急警報放送要請	NHK 神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	緊急警報放送要請	NHK 神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		

地震災害対策計画

現 行			修 正 案		
部	調査事項	調査（報告）系統	部	調査事項	調査（報告）系統
災害対策本部 事務局	報道要請	神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日新聞社 ← 読売新聞社 ← 毎日新聞 ← 産経新聞 ← 日本経済新聞社 ← 日刊工業新聞社 ← 時事通信社 ← 共同通信社 ← 日本工業新聞社 ←	災害対策本部 事務局	報道要請	神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日新聞社 ← 読売新聞社 ← 毎日新聞 ← 産経新聞 ← 日本経済新聞社 ← 日刊工業新聞社 ← 時事通信社 ← 共同通信社 ← 日本工業新聞社 ←
	消防・救急応援	消防庁 ← 事務局 ← 消防本部		消防・救急応援	消防庁 ← 事務局 ← 消防本部
	ヘリの出動	消防防災航空隊 ← 事務局 ← 市町 消防庁（他道府県）← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 近畿地方整備局 ←		ヘリの出動	消防防災航空隊 ← 事務局 ← 市町 消防庁（他道府県）← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 近畿地方整備局 ←
健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 県内市町 ← 健康福祉事務所 ← 市町 全国都道府県（厚生労働省）← 各保健所設置市	保健医療部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 県内市町 ← 健康福祉事務所 ← 市町 全国都道府県（厚生労働省）← 各保健所設置市
	医療関係者の派遣	全国都道府県（厚生労働省）← 災害拠点病院 日本赤十字社兵庫県支部 ← 地域医療情報センター 医師会 ← 医務課 歯科医師会 ← 市町立病院 ← 国立病院等 ← 県立病院 ← 病院局 県内医療機関 ← 災害医療センター 薬剤師会 ← 薬務課 各医療機関 ← 市町		医療関係者の派遣	全国都道府県（厚生労働省）← 災害拠点病院 日本赤十字社兵庫県支部 ← 地域医療情報センター 医師会 ← 医務課 歯科医師会 ← 市町立病院 ← 国立病院等 ← 県立病院 ← 病院局 県内医療機関 ← 災害医療センター 薬剤師会 ← 薬務課 各医療機関 ← 市町
	患者受入医療機関の あっせん	厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 災害拠点病院 ← 健康福祉事務所 各保健所設置市 ← 各医療機関 県内医療機関 ← 災害医療センター		患者受入医療機関の あっせん	厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 災害拠点病院 ← 健康福祉事務所 各保健所設置市 ← 各医療機関 県内医療機関 ← 災害医療センター

地震災害対策計画

現 行			修 正 案		
部	調査事項	調査（報告）系統	部	調査事項	調査（報告）系統
健康福祉部	ヘリによる患者搬送	厚生労働省（他都道府県）← ドクターヘリ基地病院 ← 神戸市 ← 消防庁（他都道府県） ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関	保健医療部	ヘリによる患者搬送	厚生労働省（他都道府県）← ドクターヘリ基地病院 ← 神戸市 ← 消防庁（他都道府県） ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関
	船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 ← 各医療機関 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関		船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 ← 各医療機関 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関
	ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 水道事業者 ← 企業庁水道課（生活衛生課） ← 各医療機関 関西電力、関西電力送配電 ← 大阪ガス ← （一社）兵庫県LPガス協会 ←		ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 水道事業者 ← 企業庁水道課（生活衛生課） ← 各医療機関 関西電力、関西電力送配電 ← 大阪ガス ← （一社）兵庫県LPガス協会 ←
	入院患者に対する食事の提供	給食事業者等 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関		入院患者に対する食事の提供	給食事業者等 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関
	医薬品等の供給	厚生労働省 ← 薬務課 ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会 ←		医薬品等の供給	厚生労働省 ← 薬務課 ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会 ←
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市町 ← 各医療機関		血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市町 ← 各医療機関
	感染症対策薬剤等の供給	県内市町 ← 感染症対策課 ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市町		感染症対策薬剤等の供給	県内市町 ← 感染症対策課 ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市町
	遺体安置・埋葬等（広域火葬、ドライアイス等の確保、あっせん遺体の搬送等）	厚生労働省 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市町 近隣府県 ← 民間事業者等 ←		遺体安置・埋葬等（広域火葬、ドライアイス等の確保、あっせん遺体の搬送等）	厚生労働省 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市町 近隣府県 ← 民間事業者等 ←
	風呂対策支援	関係団体等 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市町 自衛隊 ← 事務局 ←		風呂対策支援	関係団体等 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市町 自衛隊 ← 事務局 ←
	愛玩動物の保護・収容	県獣医師会 ← 神戸市獣医師会 ← 関係団体 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市町		愛玩動物の保護・収容	県獣医師会 ← 神戸市獣医師会 ← 関係団体 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市町
産業労働部	大規模店舗等の早期営業要請	百貨店 ← 経営商業課 ← 県民局商工労政担当課 ← 市町 チェーンストア各社 ← 石油商業組合等 ←	産業労働部	大規模店舗等の早期営業要請	百貨店 ← 地域経済課 ← 県民局商工労政担当課 ← 市町 チェーンストア各社 ← 石油商業組合等 ←

地震災害対策計画

現 行			修 正 案		
部	調査事項	調査（報告）系統	部	調査事項	調査（報告）系統
農 政 環 境 部	非常災害用木材の調達・あっせん	木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局 ← 市町 農林(水産)振興事務所	農 林 水 産 部	非常災害用木材の調達・あっせん	木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局 ← 市町 農林(水産)振興事務所
	ガレキ処理対策	県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局県民室 ← 市町	環 境 部	ガレキ処理対策	県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局環境課 ← 市町
	ごみ処理対策	関係団体 ←		ごみ処理対策	関係団体 ←
	し尿処理対策 (仮設トイレ斡旋等)	関係省庁 ← 他府県 ←		し尿処理対策 (仮設トイレあっせん等)	関係省庁 ← 他府県 ←
県 土 整 備 部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 市町 警察本部	土 本 部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ← 契約管理課 ← 事務局 ← 市町 警察本部
	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町 連絡協議会	ま ち づ くり 部	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町 連絡協議会
	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会及び 公営住宅課 ← 市町 全国木造建設事業協会 ※救助実施市は県に必要戸数を報告し、県が取りまとめて協定団体に建設要請		応急仮設住宅の建設	協定団体 ← 公営住宅整備課 ← 市町 ※救助実施市は県に必要戸数を報告し、県が取りまとめて協定団体に建設要請
	賃貸型応急住宅の提供	関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町		賃貸型応急住宅の提供	関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町
	公営住宅への一時入居	各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県 ←		公営住宅への一時入居	各市町 ← 公営住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県 ←
	企 業 庁	飲料水の供給	隣接市町 ← 水道課 ← ブロック代表団体 厚生労働省 ← (健康福祉部) ← 各市町・事務組合 他府県 ← (生活衛生課) ← 広域水道事業者 日本水道協会 ←	企 業 庁	飲料水の供給
水道復旧工事に関する人材派遣		自衛隊 ← 災害対策本部事務局	水道復旧工事に関する人材派遣		自衛隊 ← 災害対策本部事務局
医療用水の確保		水道事業者 ← 水道課 ← 医務課 ← 地域医療情報センター (健康福祉部生活衛生課) ← 各医療機関	医療用水の確保		水道事業者 ← 水道課 ← 医務課 ← 地域医療情報センター (健康福祉部生活衛生課) ← 各医療機関
警察官の協力要請		警察署 ← 市町	警察官の協力要請		警察署 ← 市町
警 察 本 部	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部	警 察 本 部	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部
	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会		他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
	他府県警察への派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会		他府県警察への派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署		救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第3款 通信手段の確保</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 通信事業者回線等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>県は、県庁内に設置されている警察電話を緊急時に活用することとする。 (県庁内の設置場所)</p> <p>災害対策センター（災害対策課、消防課、災害対策本部室等）、秘書課、<u>財政課、管財課、交通安全課、道路保全課、会計課、管理課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、</u> 人事委員会事務局、交通事故相談室、第3号館ヘリポート</p> <p>(5) 携帯電話、緊急通報システム</p> <p>県は、幹部の公用車に携帯電話を装備し、緊急時の連絡手段を確保することとする。</p> <p>県は、災害対策本部員及び<u>防災企画局・災害対策局</u>幹部に災害など非常緊急時においても、優先的に接続される優先携帯電話を配備するほか、その他の幹部についても携帯電話の携帯を図り、緊急時の連絡手段を確保することとする。</p> <p>4 無線系通信</p> <p>(1) 消防防災無線及び水防無線等</p> <p>災害時に公衆回線網等が使用できない場合は、マイクロ回線等により、<u>国との連絡手段を確保することとする。</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第3款 通信手段の確保</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、県土木部</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 通信事業者回線等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>県は、県庁内に設置されている警察電話を緊急時に活用することとする。 (県庁内の設置場所)</p> <p>災害対策センター（災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等）、秘書課、<u>財政課、管財課、生活安全課、道路保全課、会計課、物品管理課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、</u> 人事委員会事務局、交通事故相談室、第3号館ヘリポート</p> <p>(5) 携帯電話、緊急通報システム</p> <p>県は、幹部の公用車に携帯電話を装備し、緊急時の連絡手段を確保することとする。</p> <p>県は、災害対策本部員及び<u>危機管理部</u>幹部に災害など非常緊急時においても、優先的に接続される優先携帯電話を配備するほか、その他の幹部についても携帯電話の携帯を図り、緊急時の連絡手段を確保することとする。</p> <p>4 無線系通信</p> <p>(1) 消防防災無線及び水防無線等</p> <p>災害時に公衆回線網等が使用できない場合は、マイクロ回線等により、<u>国との連絡手段を確保することとする。（公共安全LTEについては、総務省の実用化に向けた検証の取組状況を踏まえながら、今後の活用を検討してい</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>現在の通信ルートは以下のとおりである。</p> <p>県（災害対策課）－ 消防庁（消防防災無線） 県（災害対策課）－ 内閣府（中央防災無線（緊急連絡用）） 県（河川整備課）－ 国土交通省（マイクロ電話） 県（警察本部）－ 警察庁（警察無線） (2)～(3) (略)</p> <p>5 非常通信経路計画 (1) 内容</p> <p>県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、有線通信が利用できないか、または利用することが著しく困難な場合に、県内各市町から県庁まで等の通信経路を確保するため、「非常通信経路計画」を策定することとする。</p> <p>非常時に、電波法第 52 条及び第 74 条、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、水防法第 27 条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察通信設備 2 海上保安庁通信設備 3 国土交通省通信設備 4 気象庁通信設備 5 法務省無線通信設備 6 N T T 無線通信設備 7 J R 通信設備 8 県無線通信設備 9 市町無線通信設備（消防無線を含む） 10 西日本高速道路(株)無線通信設備 11 関西電力送配電通信設備 	<p><u>くこととする</u></p> <p>現在の通信ルートは以下のとおりである。</p> <p>県（災害対策課）－ 消防庁（消防防災無線） 県（災害対策課）－ 内閣府（中央防災無線（緊急連絡用）） 県（河川整備課）－ 国土交通省（マイクロ電話） 県（警察本部）－ 警察庁（警察無線） (2)～(3) (略)</p> <p>5 非常通信経路計画 (1) 内容</p> <p>県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、有線通信が利用できないか、または利用することが著しく困難な場合に、県内各市町から県庁まで等の通信経路を確保するため、「非常通信経路計画」を策定することとする。</p> <p>非常時に、電波法第 52 条及び第 74 条、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、水防法第 27 条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察通信設備 2 海上保安庁通信設備 3 国土交通省通信設備 4 気象庁通信設備 5 法務省無線通信設備 6 N T T 無線通信設備 7 J R 通信設備 8 県無線通信設備 9 市町無線通信設備（消防無線を含む） 10 西日本高速道路(株)無線通信設備 11 関西電力送配電通信設備

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>12 大阪ガス無線通信設備 13 各私鉄通信設備 14 K D D I 無線通信設備 15 ソフトバンク無線通信設備 [新 設] 16 日本通運無線通信設備 17 各漁業無線 18 アマチュア無線局 19 N H K、各民放、新聞社の無線通信設備 20 各タクシー会社の無線通信設備 (2) (略) 6 (略)</p>	<p>12 大阪ガス無線通信設備 13 各私鉄通信設備 14 K D D I 無線通信設備 15 ソフトバンク無線通信設備 16 楽天モバイル株式会社 17 日本通運無線通信設備 18 各漁業無線 19 アマチュア無線局 20 N H K、各民放、新聞社の無線通信設備 21 各タクシー会社の無線通信設備 (2) (略) 6 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第4款 被災者支援のための情報の収集・活用 [実施機関：市町] 第1 (略) 第2 内容 1 住民からの問い合わせに対する回答 県、市町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図ることとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うこととする。 また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めることとする。この場合において市町は、</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第4款 被災者支援のための情報の収集・活用 [実施機関：<u>県</u>、市町] 第1 (略) 第2 内容 1 住民等からの問い合わせに対する回答 県、市町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図ることとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うこととする。 また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めることとする。この場合において<u>県</u>、市</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。</p> <p>なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。</p> <p>なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 自衛隊への派遣要請 〔実施機関：大阪空港事務所、海上保安本部、自衛隊、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県警察本部</u>、市町〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 自衛隊への派遣要請 〔実施機関：大阪空港事務所、海上保安本部、自衛隊、<u>県危機管理部</u>、<u>県警察本部</u>、市町〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応 〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町、消防機関〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 県 (1) 基本的な考え方 ①～② (略) ③ 職員等の中長期派遣 長期にわたる職員の派遣または受け入れは、地方自治法第 252 条の 17</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応 〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、<u>県危機管理部</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町、消防機関〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 県 (1) 基本的な考え方 ①～② (略) ③ 職員等の中長期派遣 長期にわたる職員の派遣または受け入れは、地方自治法第 252 条の 17</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第 30 条第 1 項の規定によることとする。</p> <p>必要に応じて、退職者や民間の人材の任期付き雇用等により復旧・復興に要する人材の確保を図ることとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第 30 条第 1 項の規定によることとする。</p> <p>必要に応じて、退職者や民間の人材の任期付き雇用等により復旧・復興に要する人材の確保を図ることとする。<u>なお、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も検討する。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>
<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 2 章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第 4 節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第 3 款 県外の被災地に対する応援</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町</u>〕</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 動員の実施</p> <p>県職員の動員体制は、次のとおりとする。なお、支援本部が設置されたときなど、より多くの職員が必要になると判断される場合には、別途配備体制を決定することとする。</p> <p>その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。</p> <p>① 近畿 2 府 6 県、鳥取県、岡山県、新潟県内で大雨・洪水・高潮警報のいずれかが発表され、かつ被害が発生またはそのおそれがあるとき</p> <p>② 近畿 2 府 6 県、鳥取県、岡山県、新潟県内外で災害が発生し又はそのおそれがある状態で、甚大な被害が推測されるとき</p>	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 2 章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第 4 節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第 3 款 県外の被災地に対する応援</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、市町</u>〕</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 動員の実施</p> <p>県職員の動員体制は、次のとおりとする。なお、支援本部が設置されたときなど、より多くの職員が必要になると判断される場合には、別途配備体制を決定することとする。</p> <p>その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。</p> <p>① 近畿 2 府 6 県、鳥取県、岡山県、新潟県内で大雨・洪水・高潮警報のいずれかが発表され、かつ被害が発生またはそのおそれがあるとき</p> <p>② 近畿 2 府 6 県、鳥取県、岡山県、新潟県内外で災害が発生し又はそのおそれがある状態で、甚大な被害が推測されるとき</p>

地震災害対策計画

現 行		修 正 案																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の発生時期</th> <th colspan="2">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに被害情報又は大雨・洪水・高潮情報の収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに参集し、被害情報又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災企画局長、 災害対策局長、 防災企画課長、 災害対策課長</td> <td>直ちに参集し、被害状況又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当 指定要員等</td> <td>上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	災害の発生時期	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は大雨・洪水・高潮情報の収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。	防災企画局長、 災害対策局長、 防災企画課長、 災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たることとする。	防災担当 指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び 防災企画局・災害対策局 のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たることとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の発生時期</th> <th colspan="2">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに被害情報又は大雨・洪水・高潮情報の収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに参集し、被害情報又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>危機管理部次長、 危機管理部次長、 危機管理副部長、 災害対策課長</td> <td>直ちに参集し、被害状況又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当 指定要員等</td> <td>上記①の場合、防災担当指定要員及び危機管理部のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	災害の発生時期	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は大雨・洪水・高潮情報の収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。	危機管理部次長、 危機管理部次長、 危機管理副部長、 災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たることとする。	防災担当 指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び 危機管理部 のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たることとする。
災害の発生時期	配 備 体 制																														
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																														
●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は大雨・洪水・高潮情報の収集に当たることとする。																													
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。																													
	防災企画局長、 災害対策局長、 防災企画課長、 災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たることとする。																													
	防災担当 指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び 防災企画局・災害対策局 のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たることとする。																													
災害の発生時期	配 備 体 制																														
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																														
●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は大雨・洪水・高潮情報の収集に当たることとする。																													
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。																													
	危機管理部次長、 危機管理部次長、 危機管理副部長、 災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たることとする。																													
	防災担当 指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び 危機管理部 のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は大雨・洪水・高潮情報の収集・伝達に当たることとする。																													
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 災害救助法の適用 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、市町、その他防災関係機関〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 災害救助法の適用 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、市町、その他防災関係機関〕</p>																														
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 消火活動等の実施 第1款 地震火災の消火活動の実施 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、消防機関、市町〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 消火活動等の実施 第1款 地震火災の消火活動の実施 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、消防機関、市町〕</p>																														
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 消火活動等の実施 第2款 水防活動の実施 〔実施機関：<u>近畿地方整備局</u>、<u>神戸地方気象台</u>、<u>県国土整備部土木局</u>、<u>県警察本部</u>、<u>警察署</u>、<u>水防管理者</u>、<u>量水標管理者</u>〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 消火活動等の実施 第2款 水防活動の実施 〔実施機関：<u>近畿地方整備局</u>、<u>神戸地方気象台</u>、<u>県土木部</u>、<u>県警察本部</u>、<u>警察署</u>、<u>水防管理者</u>、<u>量水標管理者</u>〕</p>																														

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水防組織</p> <p>(1) 水防本部</p> <p>県下における水防を総括するため、知事を本部長とし、総務班、情報連絡班、調査班、資材班、道路班、機動班及び現地指導班からなる水防本部を設置し、その事務局を<u>県土整備部河川整備課</u>に置く。ただし、県に災害対策本部が設置された場合は、水防本部は、そのままの形で災害対策本部の水防部（部長は<u>県土整備部長</u>）となる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 水防指令及び水防警報</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 知事の発する水防警報</p> <p>① (略)</p> <p>② 水防警報海岸</p> <p>水防警報の対象海岸は下記のとおりとする。<u>但し、国土交通省が管理する海岸の区域を除く。</u></p> <p>ア 大阪湾沿岸 <u>神戸市、芦屋市、西宮市及び尼崎市の海岸</u></p> <p>イ 播磨沿岸 明石市、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、たつの市、相生市及び赤穂市の海岸</p> <p>ウ 淡路沿岸 <u>洲本市、南あわじ市及び淡路市の海岸</u></p> <p>エ 但馬沿岸 豊岡市、香美町及び新温泉町の海岸</p> <p>③ (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水防組織</p> <p>(1) 水防本部</p> <p>県下における水防を総括するため、知事を本部長とし、総務班、情報連絡班、調査班、資材班、道路班、機動班及び現地指導班からなる水防本部を設置し、その事務局を<u>土木部河川整備課</u>に置く。ただし、県に災害対策本部が設置された場合は、水防本部は、そのままの形で災害対策本部の水防部（部長は<u>土木部長</u>）となる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 水防指令及び水防警報</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 知事の発する水防警報</p> <p>① (略)</p> <p>② 水防警報海岸</p> <p>水防警報の対象海岸は下記のとおりとする。</p> <p>ア 大阪湾沿岸 <u>尼崎市、西宮市、芦屋市及び神戸市の海岸</u></p> <p>イ 播磨沿岸 明石市、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、たつの市、相生市及び赤穂市の海岸</p> <p>ウ 淡路沿岸 <u>淡路市、洲本市及び南あわじ市の海岸</u></p> <p>エ 但馬沿岸 豊岡市、香美町及び新温泉町の海岸</p> <p>③ (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第1款 人命救出活動の実施 〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県警察本部</u>、市町、消防機関〕</p>	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第1款 人命救出活動の実施 〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、<u>県危機管理部</u>、<u>県警察本部</u>、市町、消防機関〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第2款 救急医療の提供 〔実施機関：海上保安本部、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県警察本部</u>、市町、消防機関、医療機関、事故等発生責任機関〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第2款 救急医療の提供 〔実施機関：海上保安本部、<u>県危機管理部</u>、<u>県保健医療部</u>、<u>県警察本部</u>、市町、消防機関、医療機関、事故等発生責任機関〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第3款 医療・助産対策の実施 〔実施機関：近畿厚生局、海上保安本部、<u>県健康福祉部健康局</u>、市町、独立行政法人国立病院機構（近畿グループ担当理事部門）、日本赤十字社兵庫県支部、災害拠点病院等の医療機関〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～8 (略) 9 医薬品等の供給 (1) 品目</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第3款 医療・助産対策の実施 〔実施機関：近畿厚生局、海上保安本部、<u>県保健医療部</u>、市町、独立行政法人国立病院機構（近畿グループ担当理事部門）、日本赤十字社兵庫県支部、災害拠点病院等の医療機関〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～8 (略) 9 医薬品等の供給 (1) 品目</p>

地震災害対策計画

現 行			修 正 案																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>主な医薬品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急処置用</td> <td>発災後3日間</td> <td>輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等</td> </tr> <tr> <td>急性疾患用</td> <td>3日目以降</td> <td>風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等</td> </tr> <tr> <td>慢性疾患用</td> <td>避難所の長期化</td> <td>糖尿病、高血圧等への対応</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	主な医薬品等	緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等	急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等	慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>主な医薬品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急処置用</td> <td>発災後3日間</td> <td>輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等</td> </tr> <tr> <td>急性疾患用</td> <td>3日目以降</td> <td>風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安薬 等</td> </tr> <tr> <td>慢性疾患用</td> <td>避難所の長期化</td> <td>糖尿病、高血圧等への対応</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	主な医薬品等	緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等	急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安薬 等	慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応
区 分	期 間	主な医薬品等																							
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等																							
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等																							
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応																							
区 分	期 間	主な医薬品等																							
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等																							
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安薬 等																							
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応																							
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)																								
10～11 (略)	10～11 (略)																								
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局、</u>県公安委員会、県警察本部、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)、漁港管理者、港湾管理者、空港管理者等〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>道路管理者、県警察本部は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。</p> <p>(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路（「防災業務要領」による。）</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県危機管理部、県農林水産部、県土木部、</u>県公安委員会、県警察本部、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)、漁港管理者、港湾管理者、空港管理者等〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>道路管理者、県警察本部は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。</p> <p>(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路（「防災業務要領」による。）</p>																								

現 行	修 正 案																												
<p>ア 交通規制の実施基準</p> <p>(7) 西日本高速道路株式会社関西支社は、次の基準に該当する場合、直ちに交通規制を実施した上、速やかに点検を行うこととする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>速 度 規 制</th> <th>通 行 止 め</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地 震</td> <td>計測震度 4.0 以上 5.0</td> <td>計測震度 5.0 以上</td> </tr> <tr> <td>計測震度 4.0 以上 4.5</td> <td>計測震度 4.5 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注意が必要な箇所を有する区間（山陽自動車道 神戸北 IC～三木東 IC、三木 JCT～神戸西 IC、赤穂 IC～備前 IC）について適用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路（「防災業務実施要領一本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター」、「防災業務実施要領一本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター」による。）</p> <p>ア 通行制限及び通行禁止の実施基準</p> <p>(7) 本州四国連絡高速道路株式会社は、あらかじめ県警察本部と協議の上、災害発生により交通が危険であると認められる場合のほか、次に定める基準に該当する場合は、通行制限又は通行禁止（以下、「通行制限等」という。）の措置をとることとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">○ 通行規制等基準値</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>50 km 規 制※1</th> <th>通 行 止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 震</td> <td>計測震度 4.0 以上 4.9 以下 (震度 4※2～震度 5弱)</td> <td>計測震度 5.0 以上 (震度 5強以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">※1 淡路島南 IC～鳴門北 IC（大鳴門橋）間は、40km 規制 2 震度 4 のうち計測震度 3.5 以上 4.0 未満は除く。</p> <p>3～5 (略)</p>	内 容	速 度 規 制	通 行 止 め	地 震	計測震度 4.0 以上 5.0	計測震度 5.0 以上	計測震度 4.0 以上 4.5	計測震度 4.5 以上		50 km 規 制※1	通 行 止	地 震	計測震度 4.0 以上 4.9 以下 (震度 4※2～震度 5弱)	計測震度 5.0 以上 (震度 5強以上)	<p>ア 交通規制の実施基準</p> <p>(7) 西日本高速道路株式会社関西支社は、次の基準に該当する場合、直ちに交通規制を実施した上、速やかに点検を行うこととする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>速 度 規 制</th> <th>通 行 止 め</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地 震</td> <td>計測震度 4.0 以上 5.0</td> <td>計測震度 5.0 以上</td> </tr> <tr> <td>計測震度 4.0 以上 4.5</td> <td>計測震度 4.5 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注意が必要な箇所を有する区間について適用する。（適用区間は下記のとおり） 山陽自動車道：神戸北 IC～三木東 IC、三木 JCT～神戸西 IC、赤穂 IC～備前 IC 中国自動車道：吉川 IC～ひょうご東条 IC 播磨自動車道：播磨新宮 IC～宍粟 JCT</p> <p>(1) (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路（「防災業務実施要領一本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター」、「防災業務実施要領一本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター」による。）</p> <p>ア 通行制限及び通行禁止の実施基準</p> <p>(7) 本州四国連絡高速道路株式会社は、あらかじめ県警察本部と協議の上、災害発生により交通が危険であると認められる場合のほか、次に定める基準に該当する場合は、通行制限又は通行禁止（以下、「通行制限等」という。）の措置をとることとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">○ 通行規制等基準値</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>50 km 規 制※1</th> <th>通 行 止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 震</td> <td>計測震度 4.0～4.9 (震度 4※2～震度 5弱)</td> <td>計測震度 5.0 以上 (震度 5強以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">※1 淡路島南 IC～鳴門北 IC（大鳴門橋）間は、40km 規制 2 震度 4 のうち計測震度 3.5～3.9 は除く。</p> <p>3～5 (略)</p>	内 容	速 度 規 制	通 行 止 め	地 震	計測震度 4.0 以上 5.0	計測震度 5.0 以上	計測震度 4.0 以上 4.5	計測震度 4.5 以上		50 km 規 制※1	通 行 止	地 震	計測震度 4.0～4.9 (震度 4※2～震度 5弱)	計測震度 5.0 以上 (震度 5強以上)
内 容	速 度 規 制	通 行 止 め																											
地 震	計測震度 4.0 以上 5.0	計測震度 5.0 以上																											
	計測震度 4.0 以上 4.5	計測震度 4.5 以上																											
	50 km 規 制※1	通 行 止																											
地 震	計測震度 4.0 以上 4.9 以下 (震度 4※2～震度 5弱)	計測震度 5.0 以上 (震度 5強以上)																											
内 容	速 度 規 制	通 行 止 め																											
地 震	計測震度 4.0 以上 5.0	計測震度 5.0 以上																											
	計測震度 4.0 以上 4.5	計測震度 4.5 以上																											
	50 km 規 制※1	通 行 止																											
地 震	計測震度 4.0～4.9 (震度 4※2～震度 5弱)	計測震度 5.0 以上 (震度 5強以上)																											

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第2款 緊急輸送対策の実施 〔実施機関：神戸運輸監理部、海上保安本部、<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、</u>県公安委員会、市町、(一社)兵庫県トラック協会、その他防災関係機関〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第2款 緊急輸送対策の実施 〔実施機関：神戸運輸監理部、海上保安本部、<u>県危機管理部、県農林水産部、県土木部、</u>県公安委員会、市町、(一社)兵庫県トラック協会、その他防災関係機関〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第3款 ヘリコプターの運航 〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県企画県民部災害対策局、</u>市町、消防機関〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(1) 使用目的と積極的活用</p> <p>県は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に積極的にその活用を図ることとする。</p> <p>なお、県消防防災ヘリコプターの運航は、原則として日の出から日没までの間とし、運航の可否は防災監（消防課長）が決定することとする。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第3款 ヘリコプターの運航 〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県危機管理部、</u>市町、消防機関〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(1) 使用目的と積極的活用</p> <p>県は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に積極的にその活用を図ることとする。</p> <p>なお、県消防防災ヘリコプターの運航は、原則として日の出から日没までの間とし、運航の可否は防災監（<u>消防保安課長</u>）が決定することとする。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、<u>県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部感染症等対策室、県県土整備部土木局、県教育委員会、市町、消防機関</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 市町は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努めることとする。</p> <p>3 避難所の開設・運営等</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>① 市町は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。</p> <p>また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。</p> <p>②～⑬ (略)</p> <p>(5) 保健・衛生対策</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、<u>県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県土木部、県教育委員会、市町、消防機関</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 市町は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努めることとする。<u>(地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域は除く)</u></p> <p>3 避難所の開設・運営等</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>① 市町は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。</p> <p>また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、<u>専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者</u>とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。</p> <p>②～⑬ (略)</p> <p>(5) 保健・衛生対策</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 感染症予防対策 ア～イ (略)</p> <p>ウ 県(健康福祉事務所)及び保健所設置市の保健所は、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 感染症予防対策 ア～イ (略)</p> <p>ウ 県(健康福祉事務所)及び保健所設置市の保健所は、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、<u>平時からの協議に基づき</u>、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県県土整備部住宅建築局、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>① (略)</p> <p>② 建設方法 ア～イ (略)</p> <p>ウ 県は、大規模災害を想定し、<u>プレハブ建築協会及び全国木造建設事業協会</u>と各々締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」並びに都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、県まちづくり部、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>① (略)</p> <p>② 建設方法 ア～イ (略)</p> <p>ウ 県は、大規模災害を想定し、<u>プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会及び日本木造住宅産業協会</u>と各々締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」並びに都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第1款 食料の供給 〔実施機関：農林水産省農産局、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県農政環境部農政企画局</u>、市町〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第1款 食料の供給 〔実施機関：農林水産省農産局、<u>県危機管理部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第2款 応急給水の実施 〔実施機関：<u>県企業庁</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、市町、水道事業者〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第2款 応急給水の実施 〔実施機関：<u>県企業庁</u>、<u>県危機管理部</u>、市町、水道事業者〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第3款 物資の供給 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県産業労働部産業振興局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>、市町〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第3款 物資の供給 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県産業労働部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第1款 精神医療の実施 〔実施機関：<u>県健康福祉部障害福祉局</u>、市町〕 第1 (略) 第2 内容 1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の派遣</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第1款 精神医療の実施 〔実施機関：<u>県福祉部</u>、市町〕 第1 (略) 第2 内容 1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の派遣</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、<u>精神保健福祉士、臨床心理士、公的機関職員</u>等で構成された「ひょうご DPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、「ひょうご DPAT」だけでは対応できない場合、<u>厚生労働省や他の都道府県</u>に対して、<u>県外 DPAT の派遣要請</u>を行うこととする。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>3 精神科夜間診療体制の確保</u></p> <p><u>4 対応可能精神科医療機関の情報収集、受け入れ協力の要請</u></p> <p><u>5 こころのケアに対する相談・普及啓発活動</u></p> <p><u>6 こころのケア連絡会議の開催</u></p> <p><u>7 児童、生徒のこころのケア（→「教育対策の実施」の項を参照）</u></p>	<p>(1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、<u>業務調整員（精神保健福祉士/公認心理師等）</u>、公的機関職員等で構成された「ひょうご DPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、「ひょうご DPAT」だけでは対応できない場合、<u>厚生労働省や DPAT 事務局、他の都道府県</u>に対して、<u>県外 DPAT の派遣要請</u>を行うこととする。</p> <p><u>3 災害拠点精神科病院</u></p> <p><u>県は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療の提供、及び地域の精神医療機能を支援することを目的として災害拠点精神科病院の指定を行う。</u></p> <p><u>4 精神科夜間診療体制の確保</u></p> <p><u>5 対応可能精神科医療機関の情報収集、受け入れ協力の要請</u></p> <p><u>6 こころのケアに対する相談・普及啓発活動</u></p> <p><u>7 こころのケア連絡会議の開催</u></p> <p><u>8 児童、生徒のこころのケア（→「教育対策の実施」の項を参照）</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第2款 健康対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部健康局、市町、県看護協会</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 巡回健康相談等の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、互いに連携し巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第2款 健康対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県福祉部、県保健医療部、市町、県看護協会</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 巡回健康相談等の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、互いに連携し巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>者・障害者・妊産婦・乳幼児等要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）・保健活動の応援派遣に関する調整・兵庫県災害派遣福祉チーム（DWAT）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>者・障害者・妊産婦・乳幼児等要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）・保健活動の応援派遣に関する調整・兵庫県災害派遣福祉チーム（DWAT）・<u>兵庫県こころのケアチーム（ひょうご DPAT）</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等のこころのケアが行えるよう、避難者や地域住民、またその支援者に対して、災害のストレスによって心身の不調をきたした際の対応やその予防、支援活動への助言等、災害時の精神保健医療活動を行う兵庫県こころのケアチーム（ひょうご DPAT）が派遣できるよう準備を進める。</u></p> <p>4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第3款 食品衛生対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県健康福祉部健康局、市町</u>〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第3款 食品衛生対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県保健医療部、市町</u>〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第4款 感染症対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県健康福祉部健康局、県健康福祉部感染症等対策室、市町</u>〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第4款 感染症対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県保健医療部、市町</u>〕</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時感染症対策活動</p> <p>3 感染症対策</p> <p>(1) 県、保健所設置市の活動</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 患者等に関する措置</p> <p>県及び保健所設置市は、被災地において、1類感染症、2類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、並びに1類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとることとする。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 保健所設置市以外の市町の対策</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 避難所の感染症対策指導等</p> <p>市町(保健所設置市を除く)は、県感染症対策担当職員と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図ることとする。</p> <p>⑦ 報告</p> <p>市町(保健所設置市を除く)は、管轄健康福祉事務所を經由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告することとする。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時感染症対策活動</p> <p>3 感染症対策</p> <p>(1) 県、保健所設置市の活動</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 患者等に関する措置</p> <p>県及び保健所設置市は、被災地において、1類感染症、2類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、並びに1類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者等(感染症法に基づき入院勧告等が必要な感染症患者等)が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとることとする。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 保健所設置市以外の市町の対策</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 避難所の感染症対策指導等</p> <p>市町(保健所設置市を除く)は、県感染症対策担当職員(県健康福祉事務所)と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図ることとする。</p> <p>⑦ 報告</p> <p>市町(保健所設置市を除く)は、<u>感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合</u>、管轄健康福祉事務所を經由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告することとする。</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(3) (略) 3～4 (略)</p>	<p>とする。 (3) (略) 3～4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第5款 遺体の火葬等の実施 〔実施機関：<u>県健康福祉部健康局、警察署、市町</u>〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第5款 遺体の火葬等の実施 〔実施機関：<u>県保健医療部、警察署、市町</u>〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施 〔実施機関：<u>兵庫労働局、県企画県民部企画財政局、県企画県民部災害対策局、 県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部 健康局、県産業労働部政策労働局、県産業労働部産業振興局、県農 政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県社会福祉協議会、 市町、日本銀行、日本赤十字社兵庫県支部</u>〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施 〔実施機関：<u>兵庫労働局、県財務部、県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、 県産業労働部、県農林水産部、県社会福祉協議会、市町、日本銀行、 日本赤十字社兵庫県支部</u>〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第9節 要配慮者支援対策の実施 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部 少子高齢局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部健康局、県産 業労働部国際局、県県土整備部住宅建築局、市町</u>〕 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第9節 要配慮者支援対策の実施 〔実施機関：<u>県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部、県まちづ くり部、市町</u>〕 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>3 安否確認・救助・避難誘導</p> <p>市町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行うこととする。</p>	<p>3 安否確認・救助・避難誘導</p> <p>市町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行うこととする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第10節 愛玩動物の収容対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県健康福祉部健康局、市町、県獣医師会、神戸市獣医師会</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>(3) 市町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、<u>動物救護本部</u>に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供することとする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第10節 愛玩動物の収容対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県保健医療部、市町、県獣医師会、神戸市獣医師会</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>(3) 市町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、<u>動物救援本部</u>に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供することとする。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第1款 災害広報の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県産業労働部国際局、市町、その他防災関係機関</u>〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第1款 災害広報の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県総務部、県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部、市町、その他防災関係機関</u>〕</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第2款 各種相談の実施 〔実施機関：<u>県企画県民部、県企画県民部災害対策局、市町</u>〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第2款 各種相談の実施 〔実施機関：<u>県総務部、県危機管理部、市町</u>〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第3款 災害放送の要請 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、市町、各放送局</u>〕 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 防災情報の提供のための放送 (1)～(2) (略) (3) 放送要請に関する連絡調整を円滑かつ確実なものとするため、知事にあつては<u>防災企画課長、(株)ラジオ関西代表取締役社長</u>にあつては編成局編成部長を連絡責任者としてすることとする。 (4) (略) 4～5 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第3款 災害放送の要請 〔実施機関：<u>県危機管理部、市町、各放送局</u>〕 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 防災情報の提供のための放送 (1)～(2) (略) (3) 放送要請に関する連絡調整を円滑かつ確実なものとするため、知事にあつては<u>危機管理部総務課長、(株)ラジオ関西代表取締役社長</u>にあつては編成営業局編成部長を連絡責任者としてすることとする。 (4) (略) 4～5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第4款 放送事業対策の実施 〔実施機関：<u>日本放送協会、(株)サンテレビジョン、(株)ラジオ関西、兵庫エフエム</u>〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第4款 放送事業対策の実施 〔実施機関：<u>日本放送協会、(株)サンテレビジョン、(株)ラジオ関西、兵庫エフエム</u>〕</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>放送(株)]</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 兵庫エフエム放送</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>放送(株)]</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 兵庫エフエム放送(株)</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 3 章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第 12 節 廃棄物対策の実施</p> <p>第 1 款 ガレキ対策の実施</p> <p>[実施機関：<u>県農政環境部環境管理局</u>、市町]</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害 廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に 処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p>	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 3 章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第 12 節 廃棄物対策の実施</p> <p>第 1 款 ガレキ対策の実施</p> <p>[実施機関：<u>県環境部</u>、市町]</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害 廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に 処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p> <p>加えて、<u>ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(3) (略)</p> <p>2 県の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 広域的支援要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に<u>支援を要請することとする</u>。他府県等の支援を受けても市町において、処理が困難な場合、県は、市町に（公財）ひょうご環境創造協会の活用を促す。処理が困難を極め、市町から県に処理に関する事務委託について、要請があった場合は受託し、適正に処理を行うこととする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>2 県の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 広域的支援要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に<u>対する支援要請や、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等の活用を検討することとする</u>。他府県等の支援を受けても市町において、処理が困難な場合、県は、市町に（公財）ひょうご環境創造協会の活用を促す。処理が困難を極め、市町から県に処理に関する事務委託について、要請があった場合は受託し、適正に処理を行うこととする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第2款 ごみ処理対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県農政環境部環境管理局</u>、市町〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第2款 ごみ処理対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県環境部</u>、市町〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第3款 し尿処理対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県農政環境部環境管理局</u>、市町〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第3款 し尿処理対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県環境部</u>、市町〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 第13節 環境対策の実施 〔実施機関：<u>県農政環境部環境管理局</u>、市町〕</p>	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 第13節 環境対策の実施 〔実施機関：<u>県環境部</u>、市町〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 〔実施機関：<u>県企画県民部県民生活局</u>、市町〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 〔実施機関：<u>県県民生活部</u>、市町〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第15節 海外からの支援の受入れ 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県産業労働部国際局</u>、<u>県警察本部</u>、<u>消防機関</u>〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第15節 海外からの支援の受入れ 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県産業労働部</u>、<u>県警察本部</u>、<u>消防機関</u>〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第1款 鉄道施設における応急対策の実施 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>西日本旅客鉄道(株)</u>、<u>指定地方公共機関</u>（<u>鉄道輸送機関</u>）〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～5 (略) 6 山陽電気鉄道(株)の応急対策 (1) (略) (2) 発災時の初動体制 ① 運行規制 ア (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第1款 鉄道施設における応急対策の実施 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>西日本旅客鉄道(株)</u>、<u>指定地方公共機関</u>（<u>鉄道輸送機関</u>）〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～5 (略) 6 山陽電気鉄道(株)の応急対策 (1) (略) (2) 発災時の初動体制 ① 運行規制 ア (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>イ 震度計により震度4の地震の発生を感知した後、沈静化したと認めるときは、毎時25km以下に制限して運転を再開することとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 (一財) 神戸すまいまちづくり公社の応急対策 (1)～(2) (略)</p>	<p>イ 震度計により震度4の地震の発生を感知した後、沈静化したと認めるときは、毎時25km以下に制限して運転を再開することとする。<u>震度5弱の地震の発生を感知した後、沈静化したと認めるときは、運転指令の指示により安全確認のうえ毎時15km以下で最寄り駅に可能な限り移動する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 (一財) 神戸<u>住環境整備</u>公社の応急対策 (1)～(2) (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第2款 港湾施設における応急対策の実施 〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県農政環境部農林水産局、県国土整備部土木局、市町、港湾管理者、漁港管理者</u>〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第2款 港湾施設における応急対策の実施 〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県農林水産部、県土木部、市町、港湾管理者、漁港管理者</u>〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第3款 空港施設における応急対策の実施 〔実施機関：<u>県国土整備部県土企画局、空港管理者等</u>〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第3款 空港施設における応急対策の実施 〔実施機関：<u>県土木部、空港管理者等</u>〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>関西電力(株)</u>〕</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 (略)</p> <p>〔資 料〕 「<u>関西電力(株)災害対策本部組織図</u>」</p>	<p>〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>関西電力(株)</u>、<u>関西電力送配電(株)</u>〕</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 (略)</p> <p>〔資 料〕 「<u>関西電力(株)および関西電力送配電(株)災害対策本部組織図</u>」</p>
<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 3 章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第 17 節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第 2 款 ガスの確保</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>大阪ガス(株)</u>、(一社)兵庫県 L P ガス協会〕</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 県の応急対策</p> <p>(1) 被害状況等の情報収集</p> <p>大阪ガス(株)及び(一社)兵庫県 L P ガス協会のほか、市町、県警察本部、消防本部等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。</p> <p>(2) 広報の実施</p> <p>被害状況、復旧状況等、県民が必要とする情報について、適切な広報を行うこととする。</p> <p>(3) 優先復旧等</p> <p>① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、<u>大阪ガス(株)</u>又は(一社)兵庫県 L P ガス協会に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。</p> <p>② <u>大阪ガス(株)</u>又は(一社)兵庫県 L P ガス協会から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこ</p>	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 3 章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第 17 節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第 2 款 ガスの確保</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>大阪ガス(株)</u>、<u>大阪ガスネットワーク(株)</u>、(一社)兵庫県 L P ガス協会〕</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 県の応急対策</p> <p>(1) 被害状況等の情報収集</p> <p><u>大阪ガス(株)</u>、<u>大阪ガスネットワーク(株)</u>及び(一社)兵庫県 L P ガス協会のほか、市町、県警察本部、消防本部等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。</p> <p>(2) 広報の実施</p> <p>被害状況、復旧状況等、県民が必要とする情報について、適切な広報を行うこととする。</p> <p>(3) 優先復旧等</p> <p>① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、<u>大阪ガス(株)</u>、<u>大阪ガスネットワーク(株)</u>又は(一社)兵庫県 L P ガス協会に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。</p> <p>② <u>大阪ガス(株)</u>、<u>大阪ガスネットワーク(株)</u>又は(一社)兵庫県 L P ガス協会から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>ととする。</p> <p>③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、大阪ガス(株)に対し、供給停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請することとする。</p> <p>④ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めることとする。</p> <p>2 大阪ガス(株)の応急対策</p> <p>大阪ガス(株)は「<u>災害対策規程</u>」に基づき、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(1) 地震発生直後の対応</p> <p>① 応急対策要員の動員</p> <p>ア 大阪ガスの供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合、本社、<u>地区導管部</u>、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、<u>兵庫導管本部</u>内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合は、<u>兵庫導管本部</u>内に対策本部を設置することとする。</p> <p>イ 応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガス供給エリア内で震度5強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社することとする。</p> <p>ウ 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行うこととする。</p> <p>② 情報の収集伝達</p> <p>ア 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、<u>地区導管部</u>へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。</p> <p>イ 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。</p>	<p>のない範囲で支援を行うこととする。</p> <p>③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、大阪ガス(株)、<u>大阪ガスネットワーク(株)</u>に対し、供給停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請することとする。</p> <p>④ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めることとする。</p> <p>2 大阪ガス(株)、<u>大阪ガスネットワーク(株)</u>の応急対策</p> <p>大阪ガス(株)、<u>大阪ガスネットワーク(株)</u>は「<u>社内規程</u>」に基づき、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(1) 地震発生直後の対応</p> <p>① 応急対策要員の動員</p> <p>ア <u>大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)</u>の供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合、本社、<u>地区事業部</u>、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、<u>兵庫事業本部</u>内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合は、<u>兵庫事業本部</u>内に対策本部を設置することとする。</p> <p>イ 応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガス供給エリア内で震度5強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社することとする。</p> <p>ウ 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行うこととする。</p> <p>② 情報の収集伝達</p> <p>ア 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、<u>地区事業部</u>へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。</p> <p>イ 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>ウ 兵庫導管部災害対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。</p> <p>③ 応急復旧用資機材の確保 必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。</p> <p>④ 危険防止対策 都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。</p> <p>(2) 復旧作業過程</p> <p>① 復旧計画 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。</p> <p>② 復旧要員の確保 社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。</p> <p>③ 代替エネルギーの供給 病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給することとする。</p> <p>④ 災害広報</p>	<p>ウ 兵庫事業部地区対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。</p> <p>③ 応急復旧用資機材の確保 必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。</p> <p>④ 危険防止対策 都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。</p> <p>(2) 復旧作業過程</p> <p>① 復旧計画 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。</p> <p>② 復旧要員の確保 社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。</p> <p>③ 代替エネルギーの供給 病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給することとする。</p> <p>④ 災害広報</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報することとする。</p> <p>⑤ 他機関との協力体制</p> <p>復旧を促進するため、県をはじめとする地方公共団体、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・県警察本部、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報することとする。</p> <p>⑤ 他機関との協力体制</p> <p>復旧を促進するため、県をはじめとする地方公共団体、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・県警察本部、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第3款 電気通信の確保</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第3款 電気通信の確保</p> <p>〔実施機関：県危機管理部、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>楽天モバイル(株)の応急対策</u></p> <p>(1) <u>情報収集と連絡</u></p> <p><u>災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。</u></p> <p>① <u>災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収</u></p>

現 行	修 正 案
	<p><u>集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。</u></p> <p><u>② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</u></p> <p><u>(2) 警戒措置</u> <u>災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。</u></p> <p><u>(3) 重要通信の疎通確保</u> <u>① 災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。</u> <u>② 「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。</u></p> <p><u>(4) 災害時における広報</u> <u>① 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</u> <u>② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</u></p> <p><u>(5) 対策組織の確立</u> <u>災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。</u></p> <p><u>(6) 社外機関に対する応援または協力の要請</u> <u>災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</u></p> <p><u>(7) 災害時における災害対策用資機材の確保</u> <u>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。</u></p> <p><u>(8) 設備の応急復旧</u> <u>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。</u></p>

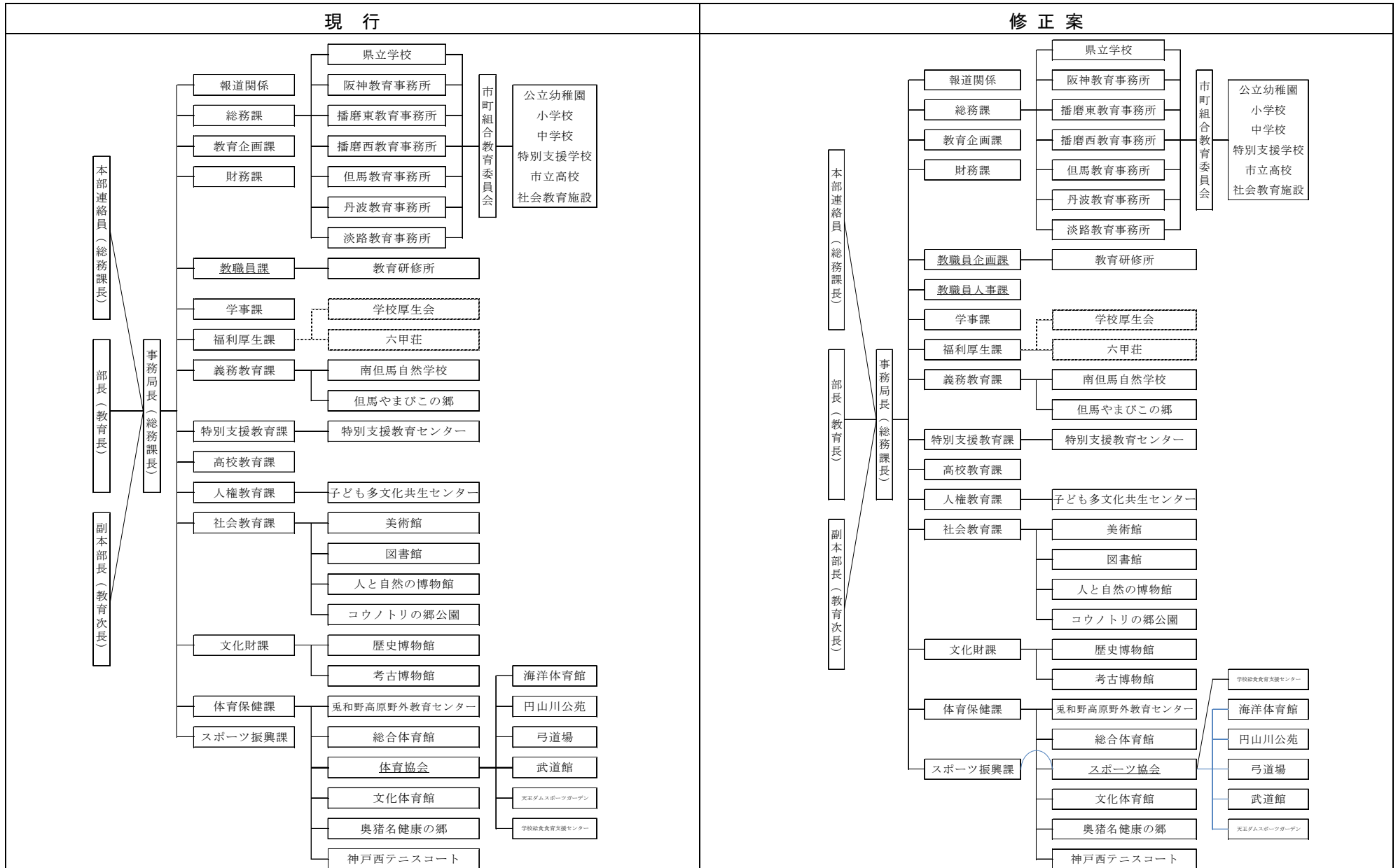
地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第4款 水道の確保 〔実施機関：<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県企業庁</u>、水道事業者、水道用水供給事業者、市町〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 水道事業者及び水道用水供給事業者は、次のとおり応急対策を実施することとする。 (1) (略) (2) 復旧過程 ① (略) ② 施設毎の復旧方法 ア (略) イ 送・配水施設並びに給水管 配水場・ポンプ場については、①と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進めることとする。 (ア)～(イ) (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第4款 水道の確保 〔実施機関：<u>県保健医療部</u>、<u>県企業庁</u>、水道事業者、水道用水供給事業者、市町〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 水道事業者及び水道用水供給事業者は、次のとおり応急対策を実施することとする。 (1) (略) (2) 復旧過程 ① (略) ② 施設毎の復旧方法 ア (略) イ 送・配水施設並びに給水管 配水場・ポンプ場については、<u>ア</u>と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進めることとする。 (ア)～(イ) (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第5款 下水道の確保 〔実施機関：<u>県土整備部土木局</u>、下水道施設管理者、市町〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第5款 下水道の確保 〔実施機関：<u>県土木部</u>、下水道施設管理者、市町〕</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第6款 工業用水道の確保 〔実施機関：<u>県産業労働部産業振興局</u>、<u>県企業庁</u>、<u>工業用水道事業者</u>、<u>市町</u>〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第6款 工業用水道の確保 〔実施機関：<u>県産業労働部</u>、<u>県企業庁</u>、<u>工業用水道事業者</u>、<u>市町</u>〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第18節 教育対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 兵庫県災害対策教育部本部の組織 (1)～(2) (略) (3) 班 事務局に次の班を置き、各班長は課長、各地方機関、県立学校及び教育機関の長をもって充て、班員は担当課等に所属する職員をもって充てることとする。 総務班、教育企画班、財務班、<u>教職員班</u>、学事班、福利厚生班、義務教育班、特別支援教育班、高校教育班、社会教育班、文化財班、体育保健班、スポーツ振興班、人権教育班、地方機関班、県立学校班、教育機関班 2 動員</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第18節 教育対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 兵庫県災害対策教育部本部の組織 (1)～(2) (略) (3) 班 事務局に次の班を置き、各班長は課長、各地方機関、県立学校及び教育機関の長をもって充て、班員は担当課等に所属する職員をもって充てることとする。 総務班、教育企画班、財務班、<u>教職員企画班</u>、<u>教職員人事班</u>、学事班、福利厚生班、義務教育班、特別支援教育班、高校教育班、社会教育班、文化財班、体育保健班、スポーツ振興班、人権教育班、地方機関班、県立学校班、教育機関班 2 動員</p>

地震災害対策計画



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第21節 危険物施設等の応急対策の実施</p> <p>〔実施機関：兵庫労働局、海上保安本部、<u>県企画県民部</u>、<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県産業労働部産業振興局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県企業庁</u>、<u>県警察本部</u>、市町、消防本部、道路管理者、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、西日本電信電話(株)、大阪ガス(株)、報道機関、危険物取扱事業管理者、高圧ガス関係事業者、火薬類関係事業者、毒物・劇物取扱事業者、医療機関〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第21節 危険物施設等の応急対策の実施</p> <p>〔実施機関：兵庫労働局、海上保安本部、<u>県総務部</u>、<u>県危機管理部</u>、<u>県保健医療部</u>、<u>県産業労働部</u>、<u>県土木部</u>、<u>県企業庁</u>、<u>県警察本部</u>、市町、消防本部、道路管理者、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、西日本電信電話(株)、<u>大阪ガスネットワーク(株)</u>、報道機関、危険物取扱事業管理者、高圧ガス関係事業者、火薬類関係事業者、毒物・劇物取扱事業者、医療機関〕</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第22節 農林水産関係対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県農政環境部農政企画局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>、市町、卸売市場開設者〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施体制</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第22節 農林水産関係対策の実施</p> <p>〔実施機関：<u>県保健医療部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町、卸売市場開設者〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施体制</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第23節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、近</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第23節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進</p> <p>〔実施機関：県危機管理部、県農林水産部、県土木部、県まちづくり部、近畿地方整備局、他関係機関〕</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
畿地方整備局、他関係機関]	
第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第24節 東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応	<u>[削 除]</u>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第4編 災害復旧計画 第1節 災害復旧事業の実施 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、県教育委員会、市町</u>〕</p>	<p>第4編 災害復旧計画 第1節 災害復旧事業の実施 〔実施機関：<u>県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部、県農林水産部、県土木部、県まちづくり部、県教育委員会、市町</u>〕</p>
<p>第4編 災害復旧計画 第2節 被災者の生活再建支援 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、市町</u>〕</p>	<p>第4編 災害復旧計画 第2節 被災者の生活再建支援 〔実施機関：<u>県危機管理部、市町</u>〕</p>
<p>第4編 災害復旧計画 第3節 住宅の復旧・再建支援 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、市町</u>〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 災害公営住宅 (1)～(2) (略) (3) 入居者の条件 ① (略) ② <u>当該災害発生後3箇年は政令月収が21.4万円以下の世帯であること。(政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12)</u> ③ <u>現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。(ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営</u></p>	<p>第4編 災害復旧計画 第3節 住宅の復旧・再建支援 〔実施機関：<u>県危機管理部、県まちづくり部、市町</u>〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 災害公営住宅 (1)～(2) (略) (3) 入居者の条件 ① (略) ② <u>政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。(政令月収とは、世帯の総所得から同令第1条第3号に規定される諸控除を除いた額の1/12)</u> 〔削除〕</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p><u>住宅法施行令で定める者にあつては、本項は適用しない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等 災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 条件（令和3年5月1日現在）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付利率 （団体信用生命保険に加入する場合） 年 <u>0.84%</u>（<u>令和3年5月1日現在</u>）</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3) 請求方法 加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、<u>被害住宅のある市町の窓口を通じて</u>（公財）共済基金に請求する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等 災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 条件（令和4年6月1日現在）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付利率 （団体信用生命保険に加入する場合） 年 <u>1.15%</u>（<u>令和4年6月1日現在</u>）</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3) 請求方法 加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、（公財）共済基金に請求する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第4節 災害義援金の募集等</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、市町</u>〕</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第4節 災害義援金の募集等</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、市町</u>〕</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第5編 災害復興計画 第1節 組織の設置</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県産業労働部政策労働局、県農政環境部農政企画局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県企業庁、市町</u>〕</p>	<p>第5編 災害復興計画 第1節 組織の設置</p> <p>〔実施機関：<u>県福祉部、県産業労働部、県農林水産部、県土木部、県企業庁、市町</u>〕</p>
<p>第5編 災害復興計画 第2節 復興計画の策定</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部企画財政局、県企画県民部県民生活局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、県企業庁、市町</u>〕</p>	<p>第5編 災害復興計画 第2節 復興計画の策定</p> <p>〔実施機関：<u>県県民生活部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部、県農林水産部、県土木部、県まちづくり部、県企業庁、市町</u>〕</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案														
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <p>(機関名) <u>大阪ガス株式会社(導管事業部兵庫導管部)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K D D I 株 式 会 社 (関 西 総 支 社)</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>[新 設]</p> <p>第6 指定地方公共機関</p> <p>(機関名) <u>(一財)神戸すまいまちづくり公社</u></p>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	K D D I 株 式 会 社 (関 西 総 支 社)	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	ソフトバンクモバイル株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <p>(機関名) <u>大阪ガス株式会社(導管事業部兵庫導管部)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K D D I 株 式 会 社 (関 西 総 支 社)</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル株式会社</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 指定地方公共機関</p> <p>(機関名) <u>(一財)神戸住環境整備公社</u></p>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	K D D I 株 式 会 社 (関 西 総 支 社)	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	ソフトバンクモバイル株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	楽天モバイル株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
機 関 名	事 務 又 は 業 務														
K D D I 株 式 会 社 (関 西 総 支 社)	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施														
ソフトバンクモバイル株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施														
機 関 名	事 務 又 は 業 務														
K D D I 株 式 会 社 (関 西 総 支 社)	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施														
ソフトバンクモバイル株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施														
楽天モバイル株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施														
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第3節 地震発生時の応急対策</p> <p>[実施機関：<u>海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、 県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県県土整備部土木 局、県公安委員会、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、 防災関係機関、関係事業者</u>]</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第3節 地震発生時の応急対策</p> <p>[実施機関：<u>海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県保健医療部、県産 業労働部、県土木部、県公安委員会、県警察本部、市町、港湾管理 者、漁港管理者、防災関係機関、関係事業者</u>]</p>														
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1節 地震・津波に対する体制整備</p> <p>[実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県民局・県民センター、市町その他防災 関係機関</u>]</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1節 地震・津波に対する体制整備</p> <p>[実施機関：<u>県危機管理部、県民局・県民センター、市町その他防災関係機関</u>]</p>														
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p>														

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第2節 津波からの防護のための施設の整備等 [実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、市町</u>]</p>	<p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第2節 津波からの防護のための施設の整備等 [実施機関：<u>県危機管理部、県農林水産部、県土木部、市町</u>]</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第3節 津波に関する情報の伝達等 [実施機関：<u>神戸地方気象台、海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、西日本電信電話(株)、船舶団体、防災関係機関</u>]</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 津波の発生等に関する情報 (1) 津波警報等と津波予報の発表 ①～③ (略) ④ 津波警報・注意報の伝達系統 [神戸地方気象台] (機関名) 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 [西日本電信電話株式会社 (津波警報のみ)] (機関名) たつの市 (西はりま消防本部)</p> <p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表 神戸地方気象台は、気象庁本庁 (又は大阪管区気象台) から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第3節 津波に関する情報の伝達等 [実施機関：<u>神戸地方気象台、海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県土木部、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、西日本電信電話(株)、船舶団体、防災関係機関</u>]</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 津波の発生等に関する情報 (1) 津波警報等と津波予報の発表 ①～③ (略) ④ 津波警報・注意報の伝達系統 [神戸地方気象台] (機関名) 兵庫県危機管理部災害対策課 [西日本電信電話株式会社 (津波警報のみ)] (機関名) たつの市 (西はりま消防組合)</p> <p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表 神戸地方気象台は、気象庁本庁 (又は大阪管区気象台) から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(地震情報・種類と発表基準及び内容) (略)</p> <p>(津波情報の種類と内容) (略)</p> <p>最大波の観測値の発表内容 (略)</p> <p>最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点) (略)</p> <p>気象庁又は大阪管区気象台は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、神戸地方気象台を経由して、兵庫県内の次の機関に通知することとする。</p> <p>(機関名) 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課</p> <p>3 (略)</p> <p>4 居住者等への情報伝達</p> <p>県、市町は、その管轄区域内の居住者、公私の団体及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確かつ広範に伝達することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報の伝達手段</p> <p>県、市町は、津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、併せて各市町の広報車両、防災行政無線等の手段により、迅速に情報伝達を行うこととする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ その他の情報伝達手段の確保</p> <p>ア 市町は、防災行政無線、インターネット等、各市町が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努めることとする。</p> <p>イ 市町は、広報を徹底するために特に必要がある場合には、自転車、バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じることとする。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>(地震情報・種類と発表基準及び内容) (略)</p> <p>(津波情報の種類と内容) (略)</p> <p>最大波の観測値の発表内容 (略)</p> <p>最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点) (略)</p> <p>気象庁又は大阪管区気象台は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、神戸地方気象台を経由して、兵庫県内の次の機関に通知することとする。</p> <p>(機関名) 兵庫県危機管理部災害対策課</p> <p>3 (略)</p> <p>4 居住者等への情報伝達</p> <p>県、市町は、その管轄区域内の居住者、公私の団体及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確かつ広範に伝達することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報の伝達手段</p> <p>県、市町は、津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、併せて各市町の広報車両、防災行政無線等の手段により、迅速に情報伝達を行うこととする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ その他の情報伝達手段の確保</p> <p>ア 市町は、防災行政無線、インターネット、「赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)」(以下「津波フラッグ」という。)等、各市町が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努めることとする。</p> <p>イ 市町は、広報を徹底するために特に必要がある場合には、自転車、バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じることとする。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>5～6 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、</u> <u>県農政環境部農林水産局、県国土整備部土木局、県教育委員会、県</u> <u>警察本部、市町、自主防災組織、避難誘導を実施すべき機関、避難</u> <u>対象地区内の居住者</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難対象区域の明示</p> <p>市町は、県の南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）を基本として、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）を明示することとする。</p> <p>その際には、避難対象地域は、津波が発生した場合、避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に対象となるため、県浸水想定を基本にバッファゾーンを設定するなど安全側に立つ必要があること、また、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わることを重要となるため、町丁目単位、あるいは学区や町内会等の単位で分かりやすく表示する必要があることなどに留意する。</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>4 (略)</p> <p>5 避難指示の発令</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難指示の伝達方法</p> <p>① 市町長は、防災行政無線（同報等）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、広報車等による広報、サ</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、<u>県危機管理部、県農林水産部、県土木部、県教育委</u> <u>員会、県警察本部、市町、自主防災組織、避難誘導を実施すべき機</u> <u>関、避難対象地区内の居住者</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難対象区域の明示</p> <p>市町は、県の南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）を基本として、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）を明示することとする。</p> <p>その際には、避難対象地域は、津波が発生した場合、避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に対象となるため、<u>津波警報等で発表される津波高</u> <u>に応じた発令対象区域を定めるとともに、</u>県浸水想定を基本にバッファゾーンを設定するなど安全側に立つ必要があること、また、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わることを重要となるため、町丁目単位、あるいは学区や町内会等の単位で分かりやすく表示する必要があることなどに留意する。</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>4 (略)</p> <p>5 避難指示の発令</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難指示の伝達方法</p> <p>① 市町長は、防災行政無線（同報等）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、広報車等による広報、サ</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>イレンの半鐘、インターネット、携帯電話（ひょうご防災ネット、緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ファクシミリ等避難の情報伝達手段を活用し、避難を要する地域の住民等に対して伝達を行うとともに、消防機関、自主防災組織等との連携を図り、組織的な伝達を行うこととする。</p> <p>②～③ （略） (3)～(5) （略） 6～7 （略） 8 要配慮者の避難支援 (1) （略） (2) 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</p> <p>(3) 市町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて、避難行動要支援者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速的確に行うこととする。</p> <p>(4) 市町長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則としてあらかじめ定める避難支援者が担当することとし、市町は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うこととする。</p> <p>(5)～(6) （略） 9～10 （略）</p>	<p>イレンの半鐘、インターネット、携帯電話（ひょうご防災ネット、緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ファクシミリ、<u>津波フラッグ</u>等避難の情報伝達手段を活用し、避難を要する地域の住民等に対して伝達を行うとともに、消防機関、自主防災組織等との連携を図り、組織的な伝達を行うこととする。</p> <p>②～③ （略） (3)～(5) （略） 6～7 （略） 8 要配慮者の避難支援 (1) （略） (2) 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに<u>避難支援等実施者</u>を決めるなど地域における支援体制を整備して個別避難計画を作成するよう努めることとする。<u>また、本人及び避難支援等実施者の同意を得ることを基本に、計画を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供する。</u></p> <p>(3) 市町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて、避難行動要支援者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速的確に行うこととする。</p> <p>(4) 市町長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則としてあらかじめ定める避難支援等実施者が担当することとし、市町は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うこととする。</p> <p>(5)～(6) （略） 9～10 （略）</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第5節 消防機関等の活動 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、市町、消防本部、消防団、水防団〕</p>	<p>第5節 消防機関等の活動 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、市町、消防本部、消防団、水防団〕</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県企業庁</u>、市町その他の水道事業者、<u>関西電力(株)</u>、<u>関西電力送配電(株)</u>、<u>大阪ガス(株)ネットワークカンパニー兵庫導管部</u>、(一社)兵庫県LPガス協会、<u>西日本電信電話(株)兵庫支店</u>、<u>(株)NTTドコモ関西支社</u>、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u>、<u>KDDI(株)</u>、<u>ソフトバンク(株)</u>、<u>日本放送協会神戸放送局</u>、<u>(株)ラジオ関西</u>、<u>(株)サンテレビジョン</u>、<u>兵庫エフエム放送(株)</u>〕</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県企業庁</u>、市町その他の水道事業者、<u>関西電力(株)</u>、<u>関西電力送配電(株)</u>、<u>大阪ガスネットワーク(株)</u>、(一社)兵庫県LPガス協会、<u>西日本電信電話(株)兵庫支店</u>、<u>(株)NTTドコモ関西支社</u>、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u>、<u>KDDI(株)</u>、<u>ソフトバンク(株)</u>、<u>楽天モバイル(株)</u>、<u>日本放送協会神戸放送局</u>、<u>(株)ラジオ関西</u>、<u>(株)サンテレビジョン</u>、<u>兵庫エフエム放送(株)</u>〕</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第7節 交通対策 〔実施機関：<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>道路管理者</u>、<u>海上保安本部</u>、<u>港湾管理者</u>、<u>漁港管理者</u>、<u>鉄道等輸送機関</u>〕</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第7節 交通対策 〔実施機関：<u>県農林水産部</u>、<u>県土木部</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>道路管理者</u>、<u>海上保安本部</u>、<u>港湾管理者</u>、<u>漁港管理者</u>、<u>鉄道等輸送機関</u>〕</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策 〔実施機関：<u>県企画県民部管理局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県病院局</u>、<u>県教育委員会</u>、<u>市町</u>〕</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策 〔実施機関：<u>県総務部</u>、<u>県危機管理部</u>、<u>県病院局</u>、<u>県教育委員会</u>、<u>市町</u>〕</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、</u>県企業庁、県教育委員会、市町等〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の実施内容</p> <p>県は、今後5年間の主な施設等の整備方針を次のとおりとし、具体的な事業計画を南海トラフ地震・津波アクションプログラムにおいて定め、計画的に推進することとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 土砂災害対策の推進</p> <p>全県の土砂災害警戒区域・山地災害危険地区（未指定の危険箇所含む）の総点検を実施するとともに、「<u>第3次山地防災・土砂災害対策計画</u>」に基づき、砂防えん堤等の整備、治山ダムの整備など土砂災害防止対策を着実に進める。</p> <p>(4) ため池整備の推進</p> <p>「<u>ため池整備5箇年計画</u>」に基づき、大規模なため池を中心に耐震調査を実施し、緊急性の高いものから計画的に耐震整備を進める。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 〔実施機関：<u>県危機管理部、県農林水産部、県土木部、</u>県企業庁、県教育委員会、市町等〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の実施内容</p> <p>県は、今後5年間の主な施設等の整備方針を次のとおりとし、具体的な事業計画を南海トラフ地震・津波<u>対策</u>アクションプログラムにおいて定め、計画的に推進することとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 土砂災害対策の推進</p> <p>全県の土砂災害警戒区域・山地災害危険地区（未指定の危険箇所含む）の総点検を実施するとともに、「<u>第4次山地防災・土砂災害対策計画</u>」に基づき、砂防えん堤等の整備、治山ダムの整備など土砂災害防止対策を着実に進める。</p> <p>(4) ため池整備の推進</p> <p>「<u>兵庫県ため池防災工事等推進計画</u>」に基づき、決壊リスクや想定される被害規模等から優先的に耐震調査を実施し、緊急性の高いものから計画的に耐震整備を進める。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第2節 建築物等の耐震化の推進</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県県土整備部住宅建築局、</u>市町〕</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第2節 建築物等の耐震化の推進</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、県まちづくり部、</u>市町〕</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第1節 地域防災力の向上</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 仮定での防災対策</p> <p>住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」「室内安全」「備蓄」「避難」を主なテーマとし、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時の行動に関する心がまえ</p> <p>(揺れへの心得)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 自動車では避難しない。</p> <p>(津波への心得)</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第1節 地域防災力の向上</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 仮定での防災対策</p> <p>住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」「室内安全」「備蓄」「避難」を主なテーマとし、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時の行動に関する心がまえ</p> <p>(揺れへの心得)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 自動車では避難しない。<u>(地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域は除く)</u></p> <p>(津波への心得)</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第2節 防災訓練計画</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県教育委員会、県警察本部、市町、防災関係機関</u>〕</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第2節 防災訓練計画</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、県土木部、県教育委員会、県警察本部、市町、防災関係機関</u>〕</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県教育委員会、県公安委員会、市町、防災上重要な施設の管理者</u>〕</p>	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、県教育委員会、県公安委員会、市町、防災上重要な施設の管理者</u>〕</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部住宅建築局、県施設所管部局、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部、県まちづくり部、県施設所管部局、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者、市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p><u>〔参考〕東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応</u></p> <p><u>大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震にかかる警戒宣言については、平成29年度からの「南海トラフ地震臨時情報」の運用開始に伴い発表されないこととなっているが、今後の科学的知見の蓄積により発令される場合もあるため、対応について定める。</u></p> <p>1 情報の入手・伝達</p> <p>(1) <u>県は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれておらず、警戒宣言等の情報伝達について国の機関からの特に定められた経路はないため、情報の入手・伝達は次により実施することとする。</u></p> <p>① <u>テレビ・ラジオ等を通じた情報の入手</u></p> <p>② <u>神戸地方気象台からの情報の入手</u></p> <p>(2) <u>県は、警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ各市町に伝達することとする。</u> <u>(その場合の伝達経路は、気象予警報の伝達システムの一部を利用する)</u></p> <p>(3) <u>市町は、警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ一般住民等に広報することと</u></p>

現 行	修 正 案
	<p>する。</p> <p>2 地震発生までの対応措置</p> <p>(1) 県</p> <p>① 県は、東海地震注意情報の段階では平常勤務体制で対処するが、本庁各部（局・課・室）長及び各地方機関の長は、勤務時間外についても警戒宣言に対処できるよう体制を整えておくこととする。</p> <p>② 県は、警戒宣言が発せられ、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときは、次の措置をとることとする。</p> <p>ア 災害警戒本部又は災害対策本部の設置</p> <p>イ 災害警戒地方本部又は災害対策地方本部の設置検討</p> <p>ウ 次の事項にかかる準備、点検</p> <p>(7) 出張事務等の制限</p> <p>(4) 庁内における火器使用の制限、危険物品等の整理、庁用車の使用制限</p> <p>(7) 食料・飲料水の確保点検</p> <p>(エ) 地すべり等危険地域、道路・港湾・海岸施設等の巡回点検</p> <p>(オ) 地震に伴う被害が発生した場合に備え、職員の参集・各種応急対策実施に対する体制の整備</p> <p>(カ) 各関係機関からの情報収集 (交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育機関の対応等)</p> <p>(キ) 地震発生に備えた広報の実施</p> <p>(ク) 住民等のとるべき措置、各関係機関からの情報等についての広報</p> <p>(2) 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関</p> <p>その他防災関係機関は、大規模な地震が発生した場合に備え、防災業務計画等にあらかじめ対応措置を定めることとする。</p>